



愛知県歯科衛生士 人材育成ガイドライン

第2版



愛知県口腔保健支援センター
(保健医療局健康医務部健康対策課)

令和7(2025)年3月



令和の時代に活躍する歯科衛生士に向けて

全国の保健所及び市区町村の常勤歯科衛生士は令和 4 年度調査で 725 人、このうち愛知県ではその 1 割以上を占め、全国から見ると人材に恵まれていると言えます。しかし、世代交代が進む中、常勤職員の 4 割弱が採用 5 年以内の新任期となり、今後ますます若年層の割合が高くなっていくと推測されます。少数技術職種である歯科衛生士の新人育成は、他の職種の先輩が担う所属も多く、身近に専門業務を学び相談できる環境にない場合もあり、新任期における専門能力の育成は大きな課題となっています。

そこで、本県では、平成 27(2015)年 4 月に設置した愛知県口腔保健支援センター機能の一つとして、令和 2 (2020)年度から愛知県歯科衛生士人材育成支援事業を開始し、本書の作成とともに、新任期とその指導者を対象とする専門研修の開催など、人材育成に係る支援体制の強化を図ってまいりました。

さらに、令和 6 (2024)年 3 月の国通知「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づき本書の内容を見直し、この度、第 2 版を発行することとしました。

令和の時代は、人口減少・超高齢社会に向けた社会の基盤整備や健康格差対策など、組織横断的な対応と視点が求められます。複雑かつ多様化する健康課題に対応できる歯科衛生士を目指し、多職種と連携して様々な職務経験を重ね、自ら積極的に能力開発に努めていただくことを期待しています。併せて、所属全体として人材育成をサポートしていただきますよう、どうかよろしくお願いいたします。

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課

課長 伊藤 亮一

目次

序 章 ガイドラインの概要

1	ガイドライン作成の背景	1
2	ガイドラインの活用方法	1
3	歯科衛生士の配置と人材育成に係る課題	2
4	県内の歯科衛生士配置の現状	3

第 1 章 歯科衛生士がめざす姿

1	保健所の歯科衛生士がめざす姿	5
2	市町村の歯科衛生士がめざす姿	6
3	保健所と市町村の重層的な歯科保健活動	7
	◆コラム◆事務がしっかりできる歯科衛生士をめざそう！	

第 2 章 歯科衛生士に求められる能力

1	歯科衛生士に求められる能力	9
2	専門能力における標準的なキャリアラダー	10
3	キャリアレベル別の目標到達レベル	17
4	指導者に求められる能力	21
	◆コラム◆先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと	
	◆参考◆「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づく 保健所及び市町村の歯科保健医療業務	

第 3 章 人材育成のための体制整備

1	専門能力育成における組織的支援	25
2	専門研修の構成	26
3	評価体制	28
4	指導者評価	28
5	中堅期以降の人材育成	29

第4章 歯科衛生士業務の実際

1 県・保健所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	30
◆コラム◆ アセスメントと記録	
2 市町村の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	33
◆コラム◆ 多職種連携と顔の見える関係づくり	
ソーシャル・キャピタルと住民との協働	
コモンリスクアプローチ	
3 県・保健所・市町村の協働業務・・・・・・・・	37
◆コラム◆ 地域診断に基づいたP D C Aサイクル	

資料集

資料の説明と活用ポイント・・・・・・・・	38
資料1 関連する法律・施策・・・・・・・・	39
資料2 関係する通知・指針・実施要領など・・	40
➤ 地方公共団体における歯科保健医療業務指針	
資料3 愛知県の主なマニュアルなど・・	42
資料4 愛知県の主な計画・・・・・・・・	51
資料5 関係機関・団体・・・・・・・・	53
資料6 歯科保健関連情報 Web サイト・・	54
資料7 参考書籍・刊行物・・・・・・・・	58
資料8 愛知県口腔保健支援センター設置要綱・・	59
資料9 検討委員・ワーキンググループ委員名簿・・	60

様式集

様式1 目標到達状況チェックリスト・・	62
様式2 人材育成支援シート・・・・・・・・	66
様式3 指導者評価シート・・・・・・・・	67
様式4 市町村歯科保健まるわかりシート（Ⅰ・Ⅱ）・・	68

※愛知県公式ウェブサイトから「Word ファイル」の様式をダウンロードできます。

愛知県公式ウェブサイト／健康対策課／歯科・栄養グループ／
愛知県の歯科口腔保健マニュアル等（指導者・支援者向け）／行政職員向け
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/top.html>

愛知県 健康対策課





別冊：キャリアファイルはじめのいっぽ
（愛知県新任期歯科衛生士ポートフォリオ）

1	自分のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	自分の地域を知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	新任期歯科衛生士に求められる力・・・・・・・・・・	5
4	ポートフォリオの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	2年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	3年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5年目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	研修会の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6	自己啓発コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7	卒業証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
8	中堅期に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

1. ガイドライン作成の背景

行政の歯科衛生士には、公務員としての**基本能力**（規律順守、応対・説明力、正確さ、協調性、責任感など）及び**行政能力**（法律等の知識、企画調整力、創意工夫と改革意欲、積極性など）に加え、公衆衛生歯科技術職員としての**専門能力**が求められる。

本書では主に、**新任期に身に付けるべき「専門能力」の育成に向けた内容**について示す。平成 31（2019）年 3 月に作成した県保健所の新任期歯科衛生士向けのガイドラインを修正し、市町村の新任期歯科衛生士にも活用できる内容としている。人材育成を図る上では、行政のプロ意識を育みながら、社会経済情勢に沿った歯科保健医療ビジョンを見据え、地域の実状に応じた歯科保健医療提供体制の構築に対応できる人材育成の体制が不可欠である。さらに、令和 6（2024）年 3 月の国通知「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づき、内容の見直しと時点修正を行い、第 2 版を発行した。

今後も必要に応じて内容を見直し、社会と時代の要請に合わせたガイドラインの整備に努めていく。

レベルアップ
ポイント

別冊のポートフォリオをいつも手元に！
今の思い、気になること、気づいたこと等、忘れずに記録しておこう。



2. ガイドラインの活用方法

歯科衛生士の人材育成を効果的に進めるためには、本人と指導者が具体的な目標到達状況とその達成度を共有する必要がある。次の活用方法を参考に人材育成を進めていく。

また、管理職や他職種にも活用されることにより、所属全体で人材育成を支援する。

歯科衛生士 〔新任期 中堅期〕	(1) 歯科衛生士の専門能力における標準的なキャリアラダーとその達成度について、目標到達状況チェックリストを用いて自己評価を行う。 (2) 日常業務を行う際に、自分がとるべき行動を確認する。 (3) 別冊：愛知県新任期歯科衛生士ポートフォリオ「キャリアファイルはじめのいっぽ」に積極的に書き込みし、中堅期までの目標設定と振り返りの記録を行う。
指導者 〔先輩職員 上司等〕 ※他職種も含む	(1) 歯科衛生士と一緒に、目標到達状況チェックリストを用いてキャリアラダーと達成度を確認し、OJT や人事評価面談などで活用する。 (2) 各業務の目標設定の検討のほか、指導すべき内容を明確にする際の参考とする。 (3) 評価の視点を確認する。

3. 歯科衛生士の配置と人材育成に係る課題

住民の幸せな暮らしを実現する「まちづくり」をめざし、今後ますます多様化する地域ニーズに対して、**歯科保健の専門的な観点から健康課題を抽出し、解決・改善につなげる**役割を果たすためには、高度な専門能力を保持する歯科衛生士の配置が望まれる。さらに、「まちづくり」には、多職種との連携はもちろん、組織内を横断する連携、医療・介護・福祉の関係機関・団体との連携、住民組織との連携など、それぞれの分野の知識に加え、コミュニケーション力をはじめとした調整能力を備えた人材が必要である。

現在、愛知県口腔保健支援センターの機能の一つとして、地域保健活動に必要な専門能力や調整能力を習得する研修体系のもと、**組織に求められる歯科衛生士の人材育成**とともに、**少数技術職種である歯科衛生士同士が相談し学び合う仲間づくり**を通じ、実務に携わりながら様々な職務経験を重ねていくための支援体制を整えているところである。

また、非常勤（嘱託、会計年度任用職員など）の歯科衛生士は、所属の人材育成制度の対象に該当しないことが多く、公務員としての基本能力及び行政能力の習得の機会がないままに、正規職員とほぼ同じ職務を与えられる場合もある。勤務時間や雇用期間の制限がある中で事業成果を求められることから、専門能力の育成にできる限り努めることが望ましい。

組織に求められる歯科衛生士の活動イメージ

地域支援活動

地域診断能力、個人・集団支援能力、連携・調整能力

- 健康課題の明確化のための的確な地域診断
- 地域の健康度向上のための個人・集団支援

事業化・施策化のための活動

企画・立案・評価能力、調査・研究実践力

- 事業の企画・立案・評価
- 健康課題から導いた施策の提案
- 調査研究

健康危機管理に関する活動

健康危機管理能力

- 健康危機管理の体制整備に向けた、平時の関係機関・団体との連携・調整
- 健康危機発生時の対応

管理的活動

事業評価・進捗管理能力、人材育成能力

- P D C A サイクルに基づく事業評価
- 歯科保健活動に係る情報管理
- 健康増進計画等の進捗管理
- 歯科関係者・多職種への教育研修
- 自己啓発、後輩歯科衛生士の人材育成

総合力としての
政策形成能力

将来ビジョン＝「住民の健康で質の高い生活の実現」

4. 県内の歯科衛生士配置の現状

(1) 配置状況（令和6年4月1日現在、以下同じ。）

歯科衛生士の配置状況は、表1のとおりである。

市町村（名古屋市・中核市を除く）では、約6割にあたる32か所、55人の歯科衛生士が配置されており、このうち1人職種としての配置は18か所である。複数配置は14か所あり、3人以上配置が6か所であり、非常勤のみの配置は9か所である。

なお、全国の市区町村における歯科衛生士の常勤職員数（注）は636人であるのに対し、本県では名古屋市・中核市を含めると69人が常勤であり、全国の1割を占めている。

県保健所では、4か所の保健所に複数配置され、7か所で兼務となっている。

注）令和4年度地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

表1 歯科衛生士の配置状況（令和6年4月1日現在）

（）は市町村数又は機関数	配置あり		配置人数			複数配置	非常勤のみ	配置なし	
		割合	常勤	非常勤	計				割合
市町村（49）	32	65.3%	37	18	55	14	9	17	34.7%
中核市保健所（4）	4	100.0%	9	1	10	4	0	0	0.0%
名古屋市 本庁	1		3	0	3	1	0		
保健センター（16）	16	100.0%	20	0	20	3	0	0	0.0%
愛知県 本庁	1		1	0	1	0	0		
保健所（11）	11	100.0%	8	0	8	4	0	0	0.0%
合計	65		78	19	97			17	

注1）常勤とは、正規職員である者。

注2）非常勤とは、地方公務員の身分で週1日以上勤務する者。会計年度任用職員、嘱託職員など。（事業ごとに雇い上げる者を除く）

(2) 年齢構成及び経験年数

所属別の年齢構成及び経験年数は、図1、図2のとおりである。

現在、常勤職員の4割弱が採用5年以内（令和2年度採用以前）の新任期にあり、その割合は年々増加している。

年齢構成をみると、今後も世代交代が進むことが予想される。

図1 所属別の経験年数（令和6年4月1日現在）

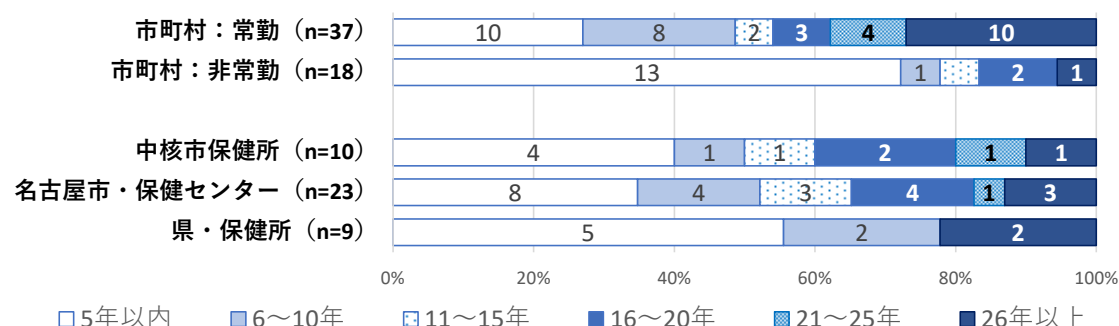
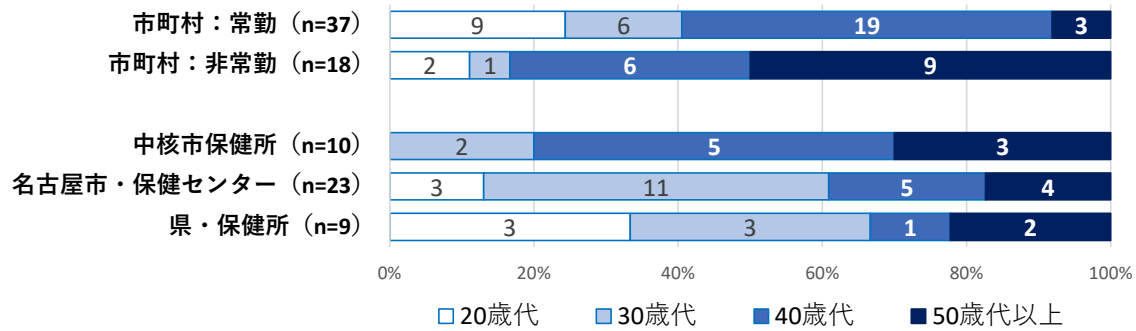


図2 所属別の年齢構成（令和6年4月1日現在）



注 1）名古屋市及び県は、本庁勤務者も含む。

注 2）中核市は非常勤を含む。

（3）市町村における配置状況（名古屋市・中核市を除く）

市町村における配置状況の詳細は、表 2、図 3、図 4 のとおりである。

歯科衛生士を配置している 32 市町村のうち、市は 28 か所（84.8%）、町・村は 4 か所（25.0%）である。人口規模別の配置状況では、人口規模が大きいほど配置する市町村の割合が高い傾向が見られる。配置人数では、市は 50 人（うち非常勤 17 人）、町村は 5 人（うち非常勤 1 人）である。

表 2 市町村歯科衛生士の人口規模別配置状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	配置あり		配置人数			平均 人数	複数 配置	非常勤 のみ
		割合	常勤	非常勤	計			
市（33）	28	84.8%	33	17	50	1.79	13	9
30万人以上（1）	1	100.0%	5	1	6	6.00	1	0
10～20万人未満（9）	7	77.8%	10	6	16	2.29	5	1
5～10万人未満（19）	17	89.5%	15	9	24	1.41	6	6
5万人未満（4）	3	75.0%	3	1	4	1.33	1	1
町村（16）	4	25.0%	4	1	5	1.25	1	0
5万人未満（12）	3	25.0%	3	1	4	1.33	1	0
1万人未満（4）	1	25.0%	1	0	1	1.00	0	0

図3 市・町村の配置状況

（令和6年4月1日現在）

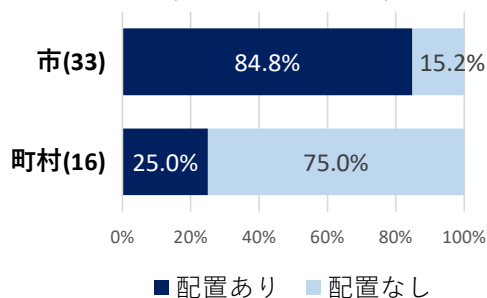
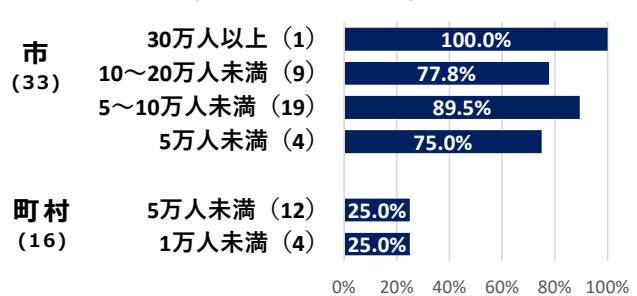


図4 人口規模別の配置がある割合

（令和6年4月1日現在）



第 1 章

歯科衛生士がめざす姿

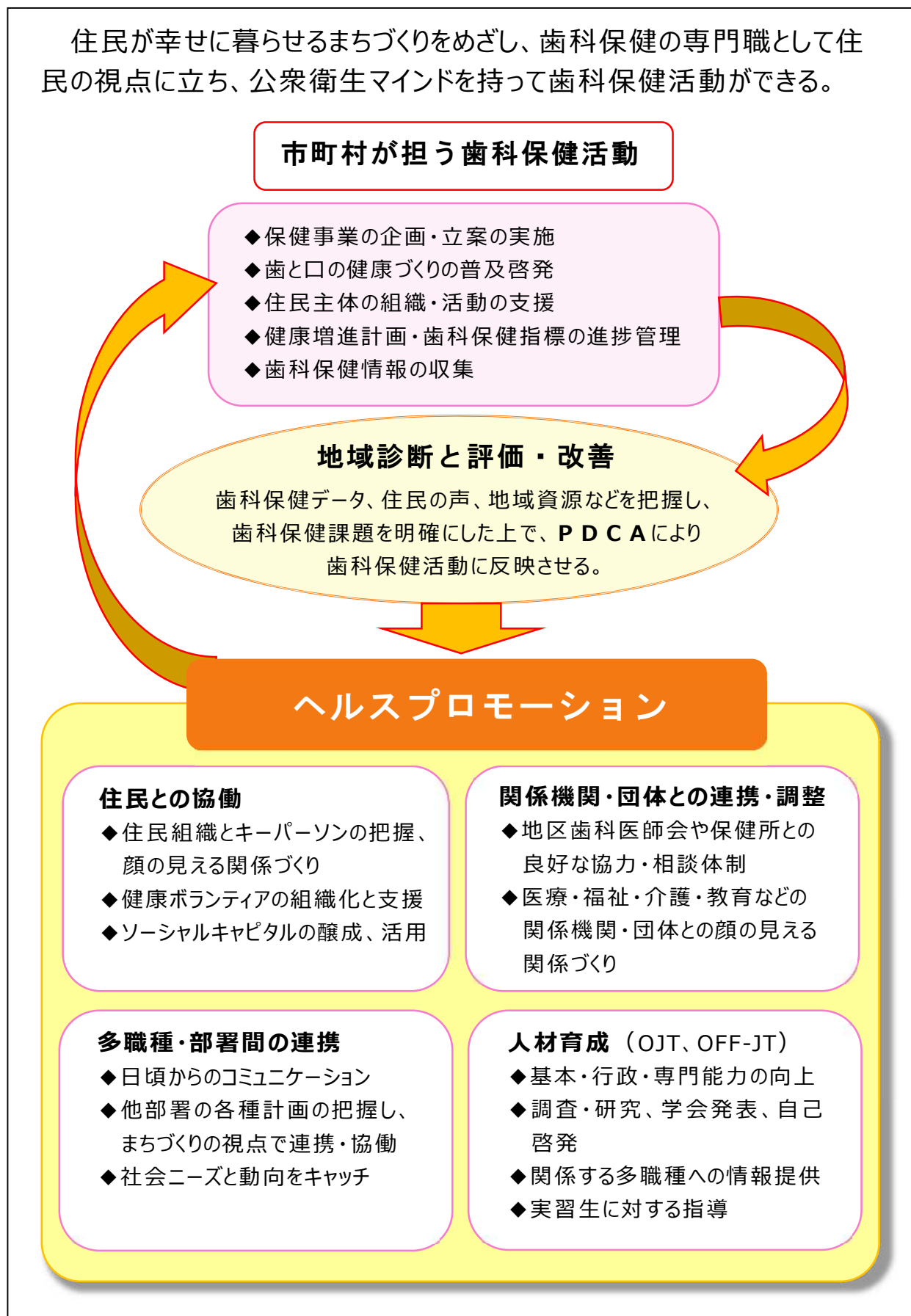
1. 保健所の歯科衛生士がめざす姿

地域の歯科保健課題を的確に捉え、その課題解決のために、市町村及び関係機関と十分に連携し、企画・調整・実践・支援ができる。



2. 市町村の歯科衛生士がめざす姿

住民が幸せに暮らせるまちづくりをめざし、歯科保健の専門職として住民の視点に立ち、公衆衛生マインドを持って歯科保健活動ができる。



3. 保健所と市町村の重層的な歯科保健活動

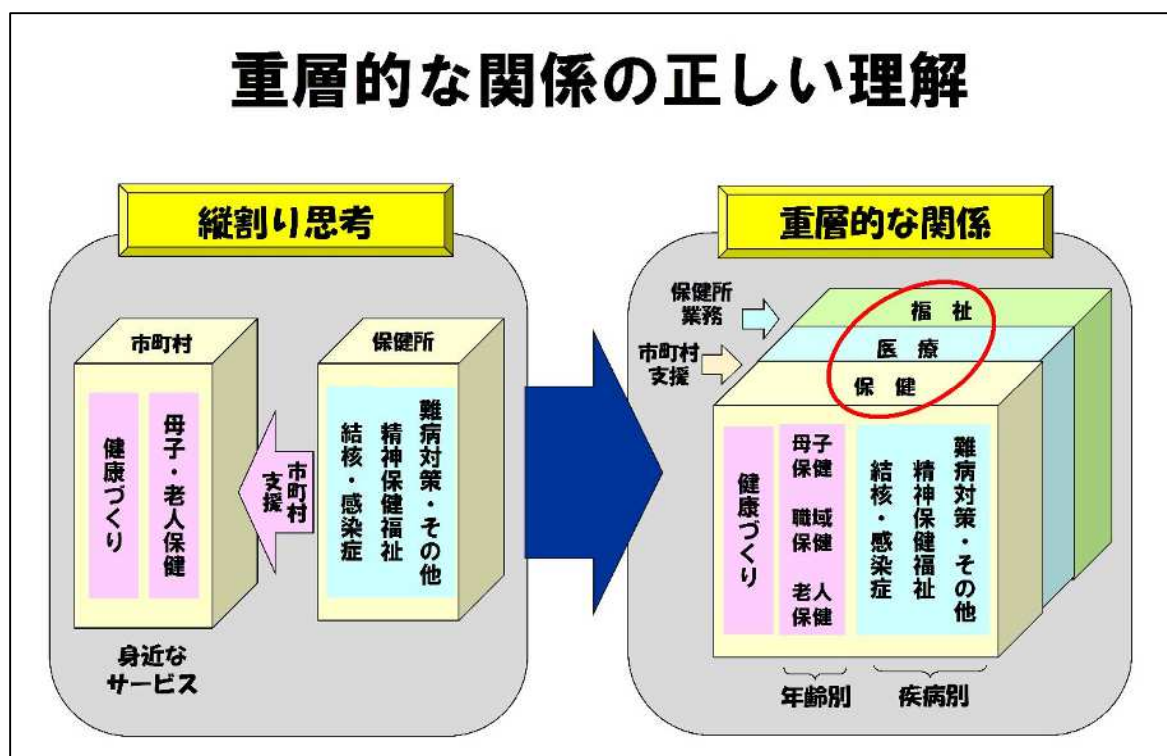
平成 9（1997）年の地域保健法全面施行により、市町村と保健所の事業が明確化された。当初、市町村は母子や成人を対象とした身近な対人サービス、保健所は精神や難病など専門的なサービスといった、年齢・疾病別による縦割りの事業区分であるとの認識が一部にあった。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（注）では、以下の点がキーワードとなっている。

注）平成 27（2015）年 3 月、厚生労働省告示第 185 号

- ① 住民主体の健康なまちづくり
- ② 医療や介護福祉等の関連施策連携の推進
- ③ 健康危機管理体制の強化
- ④ 地域保健対策における P D C A サイクルの確立
- ⑤ **保健所と市町村による分野横断的・重層的な連携体制の構築**

この指針に基づき、本県の保健所と市町村の歯科衛生士は、前項のそれぞれのめざす姿を実現するため、市町村と保健所が両者で地域の健康課題を共有しながら、重層的な関係の下で歯科保健活動の推進に努めている。



出典：愛知県保健所長会「保健所の在り方部会」資料より抜粋
 歯科衛生士人材育成研修資料（令和 4 年 5 月 24 日）
 愛知県瀬戸保健所 所長 澁谷いづみ氏提供

事務がしっかりできる 歯科衛生士をめざそう！

私たち歯科衛生士は、専門の資格を持つ行政職員である。将来的に歯科保健を含めた健康政策づくりを担う人材に成長していくためには、専門能力の向上と同時に、行政職員としての基本知識と事務能力の習得は欠かせない。

新任期に押さえておくポイントを、以下にまとめる。

レベルアップ
ポイント

資料集の資料 1・2・3 をもと
に自分で調べてみよう。
すぐ理解できなくてもOK！
何度も目を通していこう。



その
1

法律・条例・指針・計画など

行政が実施するすべての事業は、根拠となる法律などにに基づき計画し、予算を獲得して実施に至る。現在実施している事業の根拠を理解し、新しい法律やその改正、国や県の動向をキャッチして、常に情報更新するように努めよう。

その
2

予算・財政のしくみ

地方公共団体の予算は、前年度の議会で議決されて決定する。

次年度の事業予算は、本年度中の早い時期（愛知県では例年 6 月上旬）から予算獲得のための資料作りが始まる。各自治体で定められた様式に、事業の必要性、根拠、実施方法、予測される効果、事業費積算、財源などを書き込み、財政担当部署の査定を受け、年内には予算額がほぼ固まり、年度末の議会の議決を得てようやく確定する。

特に、新規事業を検討している場合、予算獲得には多大な事務作業が必要となるが、住民の利益になる事業であれば、その努力・労力には大きな価値がある。

国の補助事業が活用できる場合もあるので、該当するかどうか確認してみよう。

（例：8020 運動・口腔保健推進事業、健康増進事業の歯周疾患検診など）

その
3

県議会、市町村議会

地方議会は、憲法と地方自治法に基づき、詳細が定められている。

住民が選挙で選んだ代表者（議員）で構成される自治体の最高意思決定機関である。条例の制定、予算や地方税の決定などのほか、執行機関の監視や、住民の要望や意見を自治体の政策に反映させる役割を持っている。

第2章

歯科衛生士に求められる能力

1. 歯科衛生士に求められる能力

行政歯科衛生士には、行政職員としての能力をベースに、地域全体の課題に対応していく公衆衛生の視点が求められる。つまり、「基本能力」「行政能力」「専門能力」が必要となる。

新任期はもちろん、時期（キャリア）ごとの役割・責務に応じた基本能力、行政能力の基盤に立って、歯科衛生士としての専門能力を発揮することが必要となる。

専門能力は、各時期の経験や自己啓発を通じ、成長段階に応じて、より多角的・効率的・先駆的な取組みに繋がる能力として獲得されていくものである。地域の歯科健康課題を解決し、「住民の健康で質の高い生活の実現」を目指した将来ビジョンに導くための政策づくりに必要な能力といえる。

総合的な到達目標

「地域・住民とともに歯科口腔保健対策を推進する公衆衛生の担い手」

- 行政職員としての意識を持って行動するための基本能力を獲得
- 地域歯科保健活動の計画・立案できる行政能力を獲得
- 地域特性の把握と地域健康課題への対応能力を獲得

自己の目標設定と到達のための手段・方法を理解し、
実践する能力の獲得 = キャリアラダー

基本能力

職業人としての 基礎の備え

- 責任感や協調性といった社会人としての基礎となる能力
- 行政職員としての自覚を持ち、業務遂行に向けて周囲との積極的なコミュニケーションをとることができる

行政能力

地域歯科保健活動の 計画・立案

- 企画や交渉、情報の収集・活用、交渉・折衝、マネジメントなど、行政運営に必要な能力
- 担当する歯科保健事業の法的根拠や予算事務・事業体系を理解し、計画・立案できる

専門能力

地域歯科保健活動の実践 地域健康課題への対応

- 行政の歯科専門職として必要な能力
- 地域診断、情報管理、対人支援、関係機関・多職種との連携・調整、歯科口腔保健事業の企画・立案・評価、調査・研究及び健康危機管理等へ対応することができる

2. 専門能力における標準的なキャリアラダー

行政歯科衛生士は、保健所及び市町村の役割や機能を十分に理解し、それぞれの時期（キャリアレベル）に応じた能力の獲得を目指すことが必要である。

本ガイドラインでは、「**地方公共団体における歯科保健医療業務指針**」に基づく保健所及び市町村における歯科保健業務の項目を柱とし、歯科衛生士の専門能力について、活動領域ごとに各時期に応じたキャリアレベルとその指標を示す。

行政歯科衛生士の専門能力におけるキャリアラダーとして、歯科衛生士が実践する活動を、①地域支援活動、②事業化・施策化のための活動、③健康危機管理に関する活動、④管理的活動の4領域に分け、各領域に求められる能力を、新任期を習得期 A 1～2・自立期 A 3とし、中堅期を発展期 B とし、管理期を調整期 C とする5段階で整理する。

新任期では、基礎的な能力を習得しながら自立して業務を実践できる能力レベルとする。

中堅期及び管理期では、4領域において、リーダーシップを発揮し、組織全体を管理、マネジメントする能力レベルとする。

(1) 活動領域と求められる能力

活動領域	求められる能力
① 地域支援活動	地域把握、情報収集、地域診断、情報管理、対人支援、連携・調整に関する能力
② 事業化・施策化のための活動	企画・立案・評価、調査・研究に関する能力
③ 健康危機管理に関する活動	健康危機管理に関する能力
④ 管理的活動	事業評価、進捗管理、人材育成に関する能力

27年ぶりに改定！

レベルアップ
ポイント

業務指針には、
あなたが仕事をすすめる方向が書いてある！
歩き方やスピードはそれぞれでよい。



地方公共団体における歯科保健医療業務指針

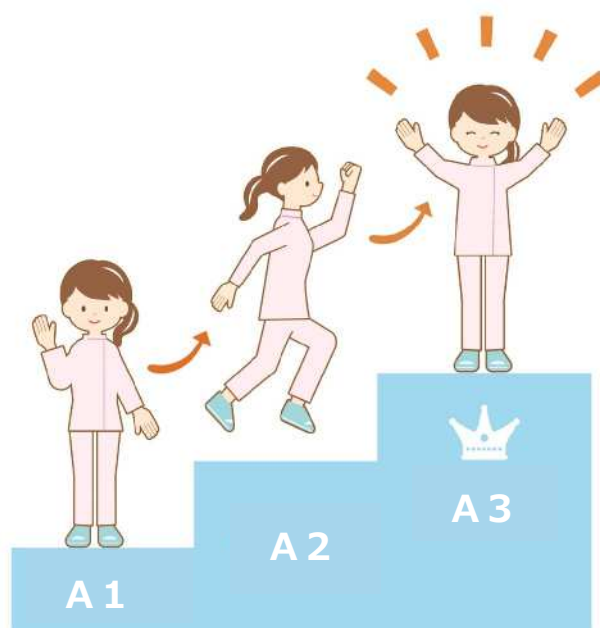
(令和6(2024)年3月28日／医政発0328第23号／厚生省医政局長通知)

P.23～24 保健所及び市町村の歯科保健業務に必要な事項・能力

P.43～50 資料集（全文掲載）

(2) 各時期とキャリアレベル

時 期		キャリアレベルとそのめやす		考 え 方
		専門能力	指導歯科衛生士に求められる能力	
新任期	習得期	A 1 (1年目)	—	指導者とともに考え実践する。
		A 2 (2～3年目)	—	実践を積み、自立に向け、視野を広げ成長する。
	自立期	A 3 (4～5年目)		歯科保健事業を主体的に、自立して実践する。 後輩を指導、育成する。
中堅期	発展期	B		リーダーシップを発揮し、組織としてのマネジメントを行う。
管理期	調整期	C		保健施策全般から歯科保健のマネジメントを行う。



(3) キャリアレベルの定義

	所属・組織における役割	責任を持つ業務範囲	専門技術の到達レベル
A 1 (1年目)	・組織に属する専門職の自覚を持つ。 ・歯科保健業務を分担する。	・歯科保健業務を正しく理解する。 ・与えられた業務を遂行する。	・基本的な業務を主体的に実践できる。 ・地域の情報から健康課題を把握できる。
A 2 (2～3年目)	・担当業務を持ち、指導を受けながら業務を進める。 ・関係機関・団体と連絡調整を行う。	・歯科保健業務全般と地域保健との関連を理解する。 ・担当業務を適切に遂行する。	・難易度の高い業務を、必要に応じて指導を受け実践できる。 ・健康課題の優先度を判断し、具体的な解決策を提案できる。
A 3 (4～5年目)	・担当業務を自立して行う。 ・他職種、他部署の役割や立場を理解し連携する。 ・関係機関・団体と円滑に連絡調整を行う。	・歯科保健業務と施策の関係を理解する。 ・主担当として担当業務を適切に遂行する。	・難易度の高い業務を自立して実践する。 ・健康課題を明確にして、所属で共有し、事業計画を立案できる。
B (中堅期)	・リーダーシップを発揮し、歯科保健業務を進める。 ・関係機関・団体と信頼関係を構築する。 ・所属や組織を越えた業務に参画する。	・保健業務と保健施策の関係を理解する。 ・歯科保健業務を適切に遂行し、成果を上げる。	・難易度の高い業務の実施方針を決め、必要に応じて他職種を巻き込み実践できる。 ・潜在的な健康課題を明確にし、所属で共有し事業化できる。
C (管理期)	・保健施策全般から歯科保健をとらえ、専門職として指導的な役割を担う。 ・所属や組織を越えた関係機関・団体との連携・調整を行う。	・保健施策全般を理解し、PDCAのすべてに責任を持って遂行する。	・組織横断的な連携を取りながら、複雑かつ緊急性の高い歯科保健課題に対応する。 ・歯科保健課題解決のための施策を提案し、実践する。

※業務指針の項目

<保健所>

- 1 歯科保健医療対策企画・連携・調整
- 2 情報発信・普及啓発
- 3 調査・研究等の推進
- 4 市町村に対する技術的な指導・支援
- 5 在宅障害者、難病患者等歯科保健医療対策

(4) 専門能力における標準的なキャリアラダー

業務指針の項目※		活動領域	求められる能力	キャリアレベル
保健所	市町村			A 1 (1年目)
1, 9	1 ①－⑤	1 地域支援活動	a 地域把握 ○市町村、保健所、園・学校保健活動及び関係機関・団体の機能や役割を理解し連携につなげる能力 ○地域の社会資源を理解し歯科保健活動につなげる能力	・市町村、保健所の歯科口腔保健事業、園・学校保健活動及び関係機関・団体の体制を把握している ・地域の保健・医療・福祉等関係施設を把握している
1, 9	1 ①		b 情報収集・把握 ○法律・制度、それに基づく要綱・要領を理解し、歯科保健活動を推進させる能力 ○統計資料を理解し、歯科保健活動に活かす能力	・事業の根拠となる法制度や実施要綱、要領を理解している ・業務に関連する統計資料を理解している
1, 2 3, 4 9	1 ①, ④		c 地域診断・情報管理 ○地域の健康課題を把握し、関係機関と連携・協働して対策につなげる能力	・各種健診データを正しく集計し地域の状況を把握できる
4, 5 6, 9	2 ①－⑨		d 対人支援 〈個別支援〉 ○対象者のニーズを把握、アセスメントし、多職種と連携しながら相手に応じた個別支援を行う能力 〈集団支援〉 ○集団のニーズや特性に応じた支援を行い健康力向上につなげられる能力	・対象者の基本的情報を把握しアセスメントできる ・対象のニーズや特性を把握し支援の目的を明確にできる
1, 4 9	1 ④, ⑤		e 連携・調整 ○組織、関係部署及び関係機関・団体等と積極的に連携し業務を円滑に進める能力	・組織内でタイムリーな報告、相談を行い情報共有ができています ・歯科医師会、歯科衛生士会等関係団体の体制を把握し必要な連絡調整ができる
1, 2 9	1 ①, ④ 2 ①－⑨	2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価 ○保健医療福祉施策における歯科保健に関する事業化、施策化に向け必要な情報を把握する能力 ○地域の健康課題に応じて歯科保健事業を企画・立案・評価し、事業化・施策化を実践できる能力	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画を把握できる ・地域の健康課題の把握方法が理解できる

<市町村>

- 6 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策
7 フッ化物応用の推進
8 事業所における歯科保健対策支援
9 地域の歯科医療提供体制の整備

- 1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備
①歯科口腔保健計画の策定・評価
②行政歯科専門職の確保・配置・育成
③歯科保健担当職員の資質向上
④地域の関係団体及び関係部局との連携
⑤住民ボランティア団体との連携、育成

- 2 歯科保健事業の実施
①妊娠期 ②乳幼児期 ③学齢期
④成人期 ⑤高齢期 ⑥要介護高齢者
⑦障害者・障害児 ⑧普及啓発・情報発信
⑨地域の特性に応じた歯科保健事業

キャリアレベル		
A 2 (2～3年目)	A 3 (4～5年目)	B (中堅期)
・市町村、保健所、関係機関・団体の機能・役割がわかる ・園・学校の保健活動を理解し歯科保健活動に関連づけられる ・地域の保健・福祉サービスを把握している ・地域の医療機関（歯科等）情報を把握し、適時提供できる	・市町村、保健所、関係機関・団体と機能・役割を理解し業務に応じた調整ができる ・園・学校保健活動に効果的な歯科保健活動の導入の提案ができる。 ・保健福祉サービスの利用や関連施設を把握し必要な情報が提供できる	
・制度や根拠法令と健康増進計画、歯科口腔保健基本計画指標等の関連性を理解している ・統計資料から地域の状況や課題を把握できる	・国実施要綱（実施要領）等を理解し事業企画につなげられる ・統計資料を精査し業務に活用できる	
・地域の状況を分析し、健康課題を抽出できる	・健康課題を把握し、対応策を関係機関・団体等へ提案、働きかけができる	
・社会資源や必要な福祉サービス情報を提供し適切な歯科口腔保健指導や生活支援ができる ・支援について効果的な評価方法を検討し企画・運営の評価ができる	・困難なケースについて多職種や関係機関と連携し継続的な支援ができる ・集団支援の評価を行い、対象の健康増進につなげられる支援ができる	
・関係部署の役割や機能に応じ、業務・事業の調整ができる ・関係機関・団体と連携する業務・事業の進捗について調整ができる	・関係部署と連携調整を行い事業の協働を働きかけることができる ・関係機関・団体と日常的に連携調整を行い相互の事業を効果的に進めることができる	
・保健医療福祉施策と歯科保健事業との関連が理解できる ・地域の健康課題を踏まえ、住民のニーズや地域の特性が理解できる	・地域の保健医療福祉施策における歯科保健ニーズを理解し、事業計画の立案、予算の確保ができる ・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる	・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、歯科口腔保健の事業化、施策化ができる ・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価が実践できる

※業務指針の項目

＜保健所＞

- 1 歯科保健医療対策企画・連携・調整
- 2 情報発信・普及啓発
- 3 調査・研究等の推進
- 4 市町村に対する技術的な指導・支援
- 5 在宅障害者、難病患者等歯科保健医療対策

(つづき)

業務指針の項目※		活動領域		求められる能力	キャリアレベル
保健所	市町村				A 1 (1年目)
1, 3	1 ① 2 ①－⑨	2 事業化・施策化のための活動	g 調査・研究	○地域の健康課題や住民のニーズに対応するための調査・研究を行い、関係機関等と協働した歯科口腔保健対策を進める能力	・調査・研究にかかる基礎資料や必要な情報がわかる
* 1, 5 6, 9	* 1 ①－④	3 健康危機管理	h 健康危機管理	○平常時から地域の健康危機管理体制を承知し、健康危機（注）発生時、組織及び関係機関と連携して対応できる能力 注）主に大規模災害を想定して記載	＜平常時の活動＞ ・自治体の防災計画や所属部署の災害時活動体制、地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している ＜災害時活動＞ ・関係部署と連絡調整、情報共有することができる
1	1 ①	4 管理的活動	i 事業評価	○PDCAサイクルに基づき事業評価、効果判定を行い事業の見直しや新たな事業提案ができる能力	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法が理解できる
1	1 ①		j 進捗管理	○歯科口腔保健基本計画や健康増進計画を踏まえた歯科口腔保健活動及び歯科口腔保健対策を進捗管理する能力	・歯科口腔保健基本計画や市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯科保健状況が把握できる
1, 2 4	1 ③, ⑤		k 人材育成	○歯科関係者及び多職種への教育研修を行い、歯科口腔保健対策を推進する能力	
1－9	1 ②			○人材育成の方針、考え方を理解し、自らの人材育成管理を行う能力 ○人材育成の方針に沿い、自己啓発に努めるとともに後輩歯科衛生士を指導・育成する能力	・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解し同ガイドラインに基づく自己評価ができる

* 地域保健対策の推進に関する基本的な指針

<市町村>

- 6 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策
7 フッ化物応用の推進
8 事業所における歯科保健対策支援
9 地域の歯科医療提供体制の整備

- 1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備
① 歯科口腔保健計画の策定・評価
② 行政歯科専門職の確保・配置・育成
③ 歯科保健担当職員の資質向上
④ 地域の関係団体及び関係部局との連携
⑤ 住民ボランティア団体との連携、育

- 2 歯科保健事業の実施
① 妊娠期 ② 乳幼児期 ③ 学齢期
④ 成人期 ⑤ 高齢期 ⑥ 要介護高齢者
⑦ 障害者・障害児 ⑧ 普及啓発・情報発信
⑨ 地域の特性に応じた歯科保健事業

キャリアレベル		
A 2 (2～3年目)	A 3 (4～5年目)	B (中堅期)
・地域の歯科保健状況から健康課題を抽出し、調査・研究のテーマを設定できる ・調査・研究の企画、デザインの設定、適切な分析技法について理解している	・企画に基づき計画的に調査・研究を行い、その結果をまとめることができる ・調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる ・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる	・調査・研究の成果を還元し地域関係機関等と協働した活動につなげることができる
・市町村・保健所の体制、関係機関・団体(歯科医師会等)の体制、自身の役割について理解できる ・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に活動できる	・災害時歯科保健医療活動の関係部署、関係機関・団体と顔の見える関係づくりができる ・歯科保健医療活動支援チームの受援調整ができる	・災害要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備について、関係機関・団体と連携・調整できる ・災害要配慮者に対する歯科保健医療活動について、多職種と連携・調整できる
・事業の評価指標を設定し事業評価ができる	・事業評価に応じ、事業の見直しや新たな事業計画の提案ができる	・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる
・歯口腔保健基本計画や市町村健康増進計画に基づき地域の歯科保健状況の課題の把握、進捗管理ができる	・歯口腔保健基本計画や市町村健康増進計画進捗状況により、地域の特性、健康課題に応じた事業提案ができる	・歯口腔保健基本計画や市町村健康増進計画進捗状況に応じ、関係機関、多職種へ歯科口腔保健対策推進の提案ができる
・歯科関係者や多職種と歯科口腔保健対策の必要性、有効性を共有し、必要な研修の企画・立案ができる	・研修を行い、評価に基づき関係者、多職種と連携した対応策が提案できる	・関係者、多職種と協働した地域活動につなげられる
・自己評価を行い、積極的に自己啓発を行う ・自己の学習課題を明確にする	・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる	・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる

3. キャリアレベル別の目標到達レベル

<到達レベル>

0：できない 1：指導者と一緒ができる 2：少しの助言でできる 3：自立してできる 4：後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A 1	A 2	A 3	B
1 地域支援活動	a 地域把握	市町村・保健所事業の把握	・市町村における歯科保健事業の概要（事業内容等）を把握している	2	3	3	4
			・所管保健所における歯科口腔保健事業を把握している	2	3	3	4
			・市町村または保健所歯科保健事業と自所属の歯科保健事業との関連性や連携の必要性がわかる	1	2	3	4
		市町村関係部署の把握 保健所関係部署の把握	・市町村における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している	1	3	3	4
			・所管保健所における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している	1	3	3	4
			・保健所または市町村関係部署の役割・機能と自所属部署の関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4
		関係機関・団体の把握	・地域歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している	1	3	3	4
			・地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、栄養士会等）を把握している	1	3	3	4
			・その他関係機関（病院、教育機関、保育園、高齢者施設等）を把握している	1	3	3	4
			・関係機関・団体の役割・機能を理解し自所属部署の歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4
		学校・園保健活動の把握	・小中学校（保育園・幼稚園・こども園）における歯科保健活動を把握している	1	2	3	4
			・学校・園の保健活動の内容を理解し自所属部署の活動との関連性や連携状況がわかる	1	2	3	4
		社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる	1	2	3	4
			・関連施設を把握している	1	2	3	4
			・地域の保健・福祉サービスを把握している	1	2	3	4
			・大まかな福祉サービスの項目を把握している	1	2	3	4
	b 情報収集・把握	法制度の理解	・事業の根拠となる法制度がわかる	1	2	3	4
			・事業に関する実施要綱、要領、通知等がわかる	1	2	3	4
		実施要綱・要領・通知の理解	・事業の根拠法令や制度と各自治体の健康増進計画、歯科口腔保健基本計画等の指標等の関連性が理解できる	1	2	3	4
			・国実施要綱（実施要領）等を理解し事業企画につなげられる	0	1	2	3
		統計資料の理解・活用	・統計報告資料から地域の状況を把握できる	1	2	3	4
			・統計資料を事業に活用できる	0	1	3	4

<到達レベル> 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A 1	A 2	A 3	B
1 地域支援活動	c 地域診断・情報管理	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる	1	3	3	4
			・健診データの確認（エラーチェック）ができる	1	3	3	4
			・集計結果から情報の分析を行うことができる	1	2	3	4
			・データや分析結果を整理し資料化できる	1	2	3	4
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる	1	2	3	4
			・把握した健康課題から対応策を提案できる	0	1	2	3
	d 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる	1	2	3	4
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる	1	2	3	4
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる	1	2	3	4
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる	1	2	3	4
			・必要に応じて多職種、関係機関と連携できる	1	2	3	4
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる	1	2	3	4
		集団指導	・集団指導の対象に応じた目的やねらいが設定できる	1	2	3	4
			・集団指導の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる	1	3	3	4
			・ニーズに応じた集団指導ができる	1	2	3	4
			・集団指導に応じた効果的な評価方法を検討できる	1	2	3	4
			・集団指導の企画・運営・評価が実施できる	1	2	3	4
			・集団指導を通じて対象の健康増進につながる支援ができる	0	1	2	3
		所属（庁内）での連携	・所属内でタイムリーに状況報告や相談ができる	2	3	3	4
			・関係する部署の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる	1	2	3	4
			・関係する部署へ連携を働きかけることができる	1	2	3	4
		関係機関等との連携	・歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している	1	3	3	4
			・市町村（担当部署）の役割・機能を理解している	1	3	3	4
			・関連する福祉・高齢者施設等を把握している	1	3	3	4
			・関係機関、関係団体、関係者と連絡を取り、業務・事業に応じた進捗について調整できる	1	2	3	4
			・業務・事業について連携を働きかけ主体的に運営できる	0	1	2	3

<到達レベル> 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A 1	A 2	A 3	B
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	事業化・施策化に必要な情報の把握	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画などの仕組みが理解できる	1	2	3	4
			・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、タイムリーに歯科保健に関わる事業化、施策化ができる	0	1	2	3
		企画・立案・評価	・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる	1	2	3	4
			・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる	1	2	3	4
			・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価ができる	1	2	3	4
			・P D C Aにより歯科保健事業を効果的に実践できる	0	1	2	3
	g 調査・研究	課題の抽出 調査研究の企画	・地域の歯科保健状況を把握し、健康課題を抽出できる	1	2	3	4
			・健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる	1	2	3	4
			・基礎資料や情報収集を行うことができる	1	2	3	4
			・調査・研究の企画、デザインが設定できる	1	2	3	4
			・調査・研究に用いる分析技法について理解できる	1	2	3	4
		調査研究の実施	・調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる	1	2	3	4
			・調査・研究について企画に基づき計画的に進捗できる	1	2	3	4
		調査研究まとめ・還元	・調査・研究の内容を所属、関係機関等に情報提供できる	1	2	3	4
			・調査・研究の結果をまとめ発表できる	1	2	3	4
			・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる	1	2	3	4
			・調査・研究の成果を還元し地域関係機関等と協働した活動につなげることができる	0	1	2	3
3 健康危機管理に関する活動	h 健康危機管理	地域の把握	・防災計画や所属部署の災害時活動体制を理解している	1	3	3	4
			・災害時の活動について自身の役割を理解している	1	3	3	4
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している	1	3	3	4
			・管内市町村、所管保健所の災害時活動体制を把握している	1	2	3	4
			・関係機関・団体(歯科医師会等)の災害時活動体制を把握している	1	2	3	4
		平常時の活動	・健康危機管理体制の基礎的な知識を身につけることができる	1	2	3	4
			・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる	1	2	3	4
			・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考えることができる	1	2	3	4
			・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制の整備に向けて、関係機関・団体と連携・調整できる	1	2	3	4
		災害時の活動	・関係部署と情報共有できる	1	2	3	4
			・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に活動できる	1	2	3	4

<到達レベル> 0:できない 1:指導者と一緒にできる 2:少しの助言でできる 3:自立してできる 4:後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	目標到達レベル			
				A 1	A 2	A 3	B
4 管理的活動	i 事業評価	P D C Aに基づく事業評価・施策評価	・P D C Aサイクルに基づく事業評価方法を理解できる	1	2	3	4
			・事業計画の立案時に評価指標を設定できる	1	2	3	4
			・事業評価を行い事業の見直しができる	1	2	3	4
			・新規事業の計画の提案ができる	0	1	2	3
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見直しの提案ができる	0	1	2	3
	j 進捗管理	関係計画の進捗管理	・歯科口腔保健基本計画指標に基づく地域の歯科保健状況が把握できる	1	3	3	4
			・市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯科保健状況が把握できる	1	3	3	4
	k 人材育成	歯科関係者・多職種への教育研修	・歯科関係者や多職種に対する研修テーマ（ニーズ）を把握できる	1	2	3	4
			・必要な研修の企画・立案ができる	1	2	3	4
			・研修の運営、評価ができる	1	2	3	4
			・評価に基づき関係者、多職種と連携した対応策が提案できる	1	2	3	4
			・関係者、多職種と協働した地域活動ができる	1	2	3	4
		自らの人材育成管理 後輩歯科衛生士人材育成	・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣旨に沿った人材育成の方針を理解できる	1	3	3	4
			・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインに基づき自己評価ができる	3	3	3	4
			・自己評価を行い、積極的に自己啓発を行っている	3	3	3	4
			・自己の学習課題を明確にできる	1	3	3	4
			・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかかるサポート、アドバイスができる	—	—	1	3
			・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が作成できる	—	—	—	3

4. 指導者に求められる能力

行政歯科衛生士の多くは1人職種と呼ばれる単数配置であったが、ここ数年は組織の体制強化等により複数配置とする所属が増えている。また、近年の歯科口腔保健の重要性・多様性に伴う業務拡大に対応できるよう、歯科衛生士を新たに配置する市町村も増えている。

そのため、新任期の教育・指導を担当する先輩職員や直属の上司等（他職種を含む）は、指導者としての能力が求められることとなるが、同職種の指導者では人材育成の経験が十分でなく、他職種の指導者では専門能力に関する助言の難しさがある。

なお、各自治体が定める人材育成プログラム等に準拠することを基本とし、本ガイドラインでは、新任期の歯科衛生士に対する指導者の能力とその評価について記載する。

（1）指導者に求められる能力（愛知県保健師人材育成ガイドライン ver.2 抜粋）

指導者には、人材育成の能力が求められ、具体的に示すと次のとおりである。

また、指導者の育成を行うことは、中堅期以降のキャリア開発にもつながっている。

- 洞察力…新任者の能力を見極める
- 判断力…新任者のキャリア発展上の課題を特定する
- 企画力…新任者の特徴や課題に合わせた教育プログラムを立案する
- 専門的知識…教育内容における手法の活用や工夫を行う
- 傾聴、状況適応的配慮、支持…サポーターに関わる
- 説得力…新任者の理解度に合わせて説明する
- 交渉力…関係機関や人の環境整備を行う
- 客観的基準の所有…新任者の教育効果や総括評価を行う

（2）指導者に対する教育・研修及び体制

少数技術職種の教育・指導を担当する指導者では、指導方法や評価などのノウハウの蓄積が乏しく、相談相手が身近におらず悩みを抱え込む場合もある。こうした課題を解決するため、新任期の研修体系の中に指導者研修を位置付け、中堅期や他職種を含めて新任研修と並行して実施する。人材育成を進める中での不安や困難事例についても相談や情報交換を行うなど、指導者同士で所属を越えて支え合い、課題を共有し、連携を深める機会とする。

また、指導者にも担当業務があり、キャリアレベルによっては地域保健業務全体に関わる役割にある場合もある。所属においては、新任期の人材育成を指導者に一任するのではなく、指導者を支える職場の体制を整え、組織全体で関わるのが重要である。特に、他職種の視点でのサポートは、専門能力の向上にもつながる。管理者をはじめ、組織のメンバー全員が、人材育成の役割を担っていることを意識する体制づくりが重要である。

指導者評価は、第3章－4（P.28）参照



コラム

先輩歯科衛生士からあなたに伝えたいこと (歯科衛生士人材育成研修「先輩から学ぶ」の講師のことば)

「このまちに住んでいてよかった！」
と自分が思える仕事をしよう



困っているとき、
悩んでいるときは
誰かに相談しよう

自主自立の気概を持つ！
どんな時も、歯科のことを一義的に考える
ことができるのが行政歯科衛生士
“免許一枚、サラシにまいて”



顔がわかる
顔の向こう側が見える
信頼できる関係に！

連携するには…
顔と存在を知ってもらう
お互いの役割や情報を
理解し合うこと

“自分はこうありたい”
内なるスタンダード
を持つ！

「熱」は伝わる
あきらめない！

住民の力を借りるって
すごく楽しい
住民組織を作る時は、
仕掛け人選びが大事

連携関係を築くには
対話を繰り返そう
人との出会いは財産！

まずはやってみる！
楽しむ！
人生一度きり

時は金なり
相手の時間を無駄にしない

たのまれた仕事は断らない
いつか自分が助けられる

うまくいかない時は
嵐が過ぎるのをじっと待とう

「虫の目」…現場に行き
「鳥の目」…全体を客観的に見て
「魚の目」…世の中の流れを見て

外に出よう！ 人に会おう！
学会でも研修でもなんでもいい

専門職は「鳥の目」を磨こう！





参考

「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」に基づく 保健所及び市町村の歯科保健医療業務

〔保健所〕

業務指針の項目	具体的な業務内容（追記あり）
1 効果的な歯科保健医療対策の企画・連携・調整	・管内の保健・医療・福祉に関する情報収集・管理・分析、情報提供 ・地域の歯科保健医療に関する課題への対応 ・関係機関・団体と連携・調整 ・効果的な歯科保健対策の企画・実施 ・大規模災害時の健康危機管理における歯科保健医療体制の整備 ・地域保健医療計画、市町村健康増進計画、その他計画等策定参画
2 情報発信・普及啓発	・関係機関・団体と連携した歯科口腔保健に関する講演会の実施、啓発媒体等の作成
3 調査・研究等の推進	・管内の歯科保健の現状・課題等の調査・研究 ・関係団体、研究機関、大学等と連携した効果的な歯科保健対策に関する研究
4 市町村に対する技術的な指導・支援	・管内の市町村が実施する歯科保健事業の状況把握 ・各市町村の歯科保健に関する課題分析、事業に対する助言指導 ・地元歯科医師会や歯科医療機関との調整 ・従事する歯科衛生士等の人材育成などの技術的な支援 ・歯科衛生士未配置市町村への配置の働きかけ、資料提供
5 在宅の障害者、難病患者等への専門的な歯科保健医療対策	・地元歯科医師会や歯科衛生士会と連携した在宅障害者（医療的ケア児を含む）や難病患者等に対する訪問・歯科保健支援 ・対応可能な歯科医療機関との連携、多職種との連絡調整等の専門的な歯科保健対策の実施
6 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策	・管内の障害者施設や介護保険施設における歯科健診や施設職員による適切な口腔ケアの普及 ・地元歯科医師会や歯科衛生士会と連携した施設歯科健診への支援、職員研修等の実施
7 フッ化物応用の推進	・管内市町村に対するう蝕予防におけるフッ化物応用の普及 ・フッ化物歯面塗布事業の効果や意義等の周知 ・フッ化物洗口事業の効果や安全性についての研修や情報提供、支援 ・フッ化物配合歯磨剤利用の市町村歯科保健事業における普及啓発
8 事業所における歯科保健対策への支援	・地元歯科医師会や商工会議所等の経済関係団体との連携 ・事業所における歯科健診や健康教育等の歯科保健対策の導入にかかる専門的な技術支援
9 地域の歯科医療提供体制の整備	・管内の歯科医療の提供状況や歯科医療機関の情報収集 ・在宅要介護高齢者や障害者等も含めた歯科医療の提供体制の構築 ・住民からの歯科医療に関する相談対応 ・医療法等に基づいた歯科医療機関への助言指導等

〔市町村〕

業務指針の項目		具体的な業務内容（追記あり）
1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備	① 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価	・歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる計画の策定 ・健康増進計画や介護保険事業計画等に、歯科保健や口腔機能向上に関する健康教育、保健指導、歯科健診等の取組方針を盛り込む ・市町村の地域特性、歯科疾患の状況、歯科医療資源等を把握 ・数値目標の設定、P D C A サイクルに沿った事業評価の実施
	② 行政歯科専門職の確保・配置・育成	・各種歯科保健対策の企画・立案、歯科医療機関や医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置 ・経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保、関連部局への異動を行う等、計画的に歯科口腔保健の専門職を育成
	③ 歯科保健担当職員 の資質向上	・県や保健所が実施する研修参加等による専門的な技術支援 ・歯科保健事業の企画立案や保健指導に従事する多職種の資質向上
	④ 地域の関係団体 及び関係部局との 連携	・介護福祉、教育等の関係部局との連携 ・歯科医師会、歯科衛生士会等の歯科医療関係団体、大学・学会等の学術機関、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体との連携、多数歯う蝕など児童相談所との連携 ・大規模災害時の健康危機管理における歯科保健医療体制の整備
	⑤ 住民ボランティア団体 との連携、育成	・食生活改善推進協議会、介護予防等の自主活動グループ、子育てサロン、老人クラブ等の住民ボランティア団体との連携 ・各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組導入に向けた支援
2 歯科保健事業等の実施	① 妊娠期における 歯科保健事業	・妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施 ・母親と子どもの歯と口腔の健康に関する健康教育等の実施
	② 乳幼児期における 歯科保健事業	・乳幼児のう蝕予防に資する歯科保健指導や情報提供、普及啓発 ・フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、フッ化物歯面塗布の実施 ・4歳以降は、公衆衛生学的特性を踏まえた集団フッ化物洗口の実施
	③ 学齢期における 歯科保健事業	・児童生徒の歯と口腔の健康づくり、食育に関する健康教育や普及啓発 ・フッ化物配合歯磨剤の普及、集団フッ化物洗口の実施
	④ 成人期における 歯科保健事業	・歯周疾患検診の実施、特定健診の質問票を活用し歯科受診を勧奨 ・喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発の充実 ・乳幼児健診保護者、他の保健事業に合わせた歯科健診機会の拡大
	⑤ 高齢期における 歯科保健事業等	・口腔機能の維持・向上の普及啓発、後期高齢者歯科健診の実施 ・保健事業と介護予防の一体的実施における連携、歯科受診勧奨 ・K D B 等を活用した事業の企画立案・評価の実施
	⑥ 要介護高齢者に対する 歯科保健事業等	・通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施 ・介護保険施設における歯科健診の普及 ・在宅歯科医療と介護関係職種との連携、多職種連携研修の実施
	⑦ 障害児者に対する 歯科保健事業	・障害児者に対する歯科健診の普及、施設歯科健診の支援 ・通院が困難な医療的ケア児等に対する訪問歯科健診の実施
	⑧ 歯と口腔の健康づくりに 関する普及啓発・情報発信	・住民に対し、歯と口腔の健康づくりに資する積極的な情報発信 ・8 0 2 0 運動のさらなる推進
	⑨ 地域の特性に応じた 歯科保健事業	・①～⑧の事業の他、外国人対応、無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施

第 3 章

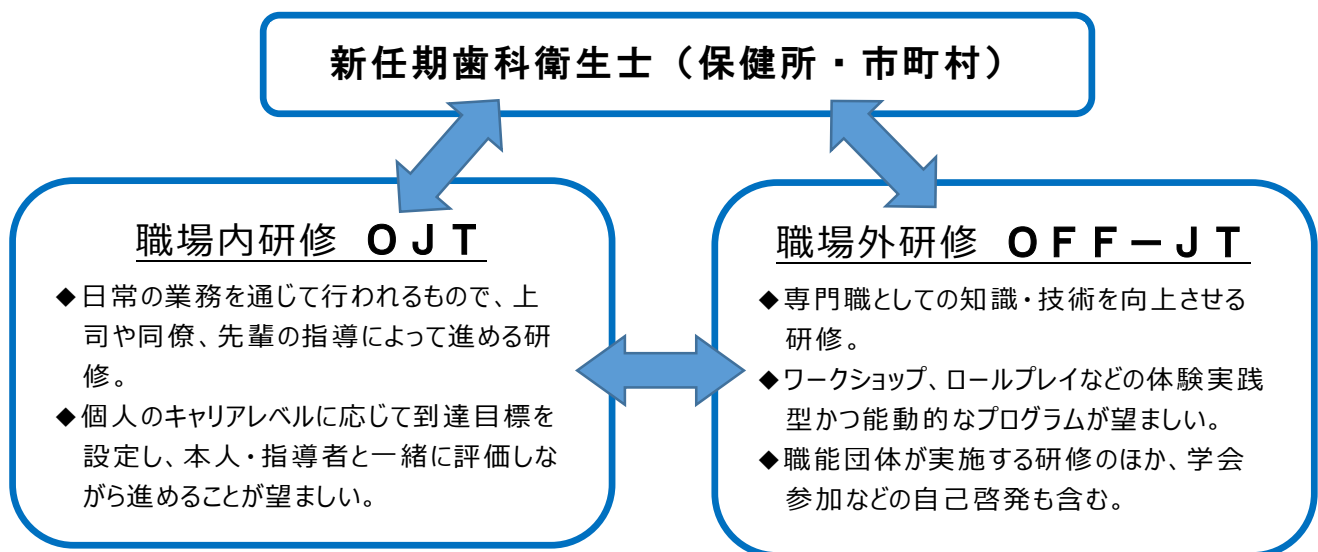
人材育成のための体制整備

1. 専門能力育成における組織的支援

行政歯科衛生士は少数技術職種であり、各所属に「1人職種」という単数配置が大半である。行政職員としての「基本能力」「行政能力」は、職種に関係なく日常業務の中で **OJT** により習得していくが、「専門能力」の育成は、市町村や保健所の単位では難しい面がある。

そのため、**専門能力の育成は、地域保健法の規定に基づき組織的な支援体制**を取る必要がある。愛知県口腔保健支援センターでは、市町村・保健所の新任期職員を対象に、P D C A の実践を協働で進める調査・研究を組み入れた、体系的な専門研修を実施する。新任期職員がいる所属では、**O F F - J T** の一つとして専門研修に位置づけて積極的に参画する。

特に、「1人職種」の新任期職員は、職場内で専門分野の相談ができず、身近に学びや悩みを共有する存在がいない環境に置かれた場合、就業定着にも影響することがある。職場を超えた仲間づくりとともに、学びや悩みを共有する機会となるため、離職防止においても重要な役割を果たすことを認識する。



地域保健法（昭和二十二年法律第百一号／平成三十年法律第七十九号による改正）

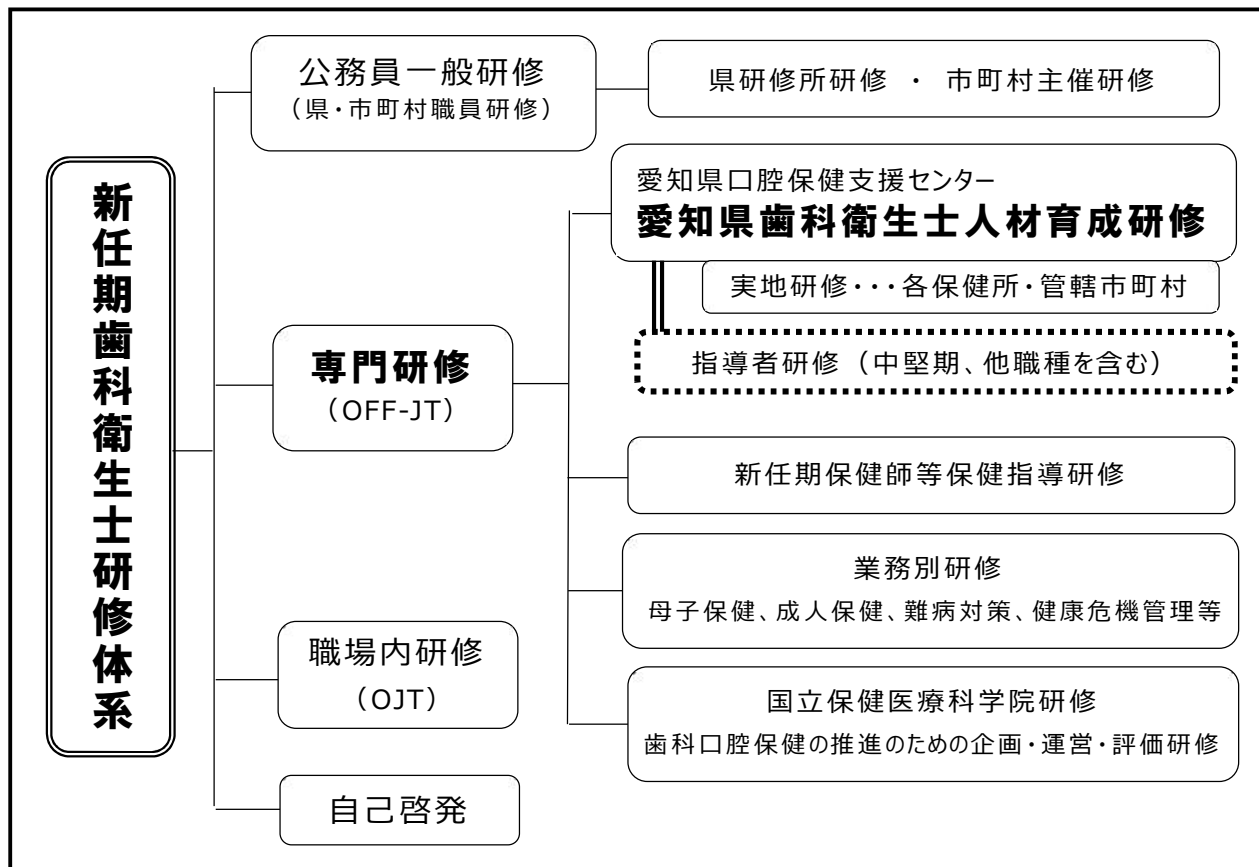
第三条 **市町村**（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

2 **都道府県**は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

２．専門研修の構成

（１）新任期の研修体系

行政歯科衛生士の新任期研修は、自治体が実施する公務員一般研修のほか、**歯科保健専門分野を育成するための専門研修**、職場内研修、各自で学習を深めるための自己啓発などから構成する。



（２）キャリアレベルに応じた専門研修の目標

行政歯科衛生士に求められる専門能力を習得するため、キャリアレベルに応じた研修を実施する必要がある。新任期では、以下の能力の習得を目指した研修を実施していく。

キャリアレベル（めやす）	研 修 目 標
A 1 （１年目）	指導者とともに考え実践できる能力を習得する。
A 2 （２～３年目）	実践を積み、自立し、視野を広げて活動する能力を習得する。
A 3 （４～５年目）	歯科保健事業を主体的に実践する能力を習得する。 後輩を指導、育成する能力を習得する。

(3) 活動領域別の専門研修の内容

活動領域		研 修 内 容		
		A 1 (1 年目)	A 2 (2～3 年目)	A 3 (4～5 年目)
1 地域支援活動	地域把握	公衆衛生、地域保健福祉行政 根拠法令、制度、予算の仕組み		
	情報収集・把握	地域の社会資源（保健・医療・福祉機関、関係団体）		
	地域診断 情報管理	地域把握・地域診断 各種データの集計方法 疫学・統計の基礎知識	健康格差・社会情勢	疫学・統計の実践と応用
	対人支援	各ライフステージのニーズ把握・アセスメント、介入・支援、評価 （妊産婦、乳幼児、学齢期、成人、高齢者、歯科受診困難者）		
	連携・調整	発育・発達、全身疾患、障害、介護・福祉サービスの情報把握 保健事業・介護予防の一体的実施、地域包括ケアシステム		
2 事業化・施策化 のための活動	企画・立案 評価	地域の歯科保健情報の把握、県・国の歯科保健施策の理解 P D C A サイクルの基礎知識	P D C A サイクルの実践と応用	
	調査・研究	市町村・保健所の協働参画、計画から発表まで実践による理解		
3 健康危機管理	健康 危機管理 （災害）	地域の防災計画・基礎情報の理解 県ガイドライン、市町村マニュアルの理解	平時の準備体制の理解	
			地域の関係機関・団体による活動の把握	
		口腔ケア支援活動の理解	受援体制・調整の理解	
4 管理的活動	事業評価	P D C A サイクルの基礎知識 地域の歯科保健関連計画の理解	P D C A サイクルの実践と応用	
	進捗管理		地域の健康課題の把握、改善策の提案 地域の多職種に対する研修企画の立案	
	人材育成	ガイドラインの理解、自己評価の実践、後輩の人材育成		

3. 評価体制

レベルアップ
ポイント

別冊のポートフォリオを活用しよう！
1年間の経験や学びを整理しながら、
自分を俯瞰して評価にトライしよう。



(1) 目標到達状況の評価

行政歯科衛生士は、新規採用時には6か月目と1年目の2回、2年目以降は1年を通じて、目標到達状況の自己評価を行う。

また、上司及び指導者は、歯科衛生士と一緒にキャリアラダーと達成度の確認と評価分析を行い、OJTや人事評価面談などで活用する。

様式集 ➡ 目標到達状況チェックリスト

※所属で定めた様式を優先すること

(2) 目標設定

年度ごとの目標設定及び面談記録を整備する。自ら設定する業務目標や学びたいことなどを明記することで、自己評価のための振り返りや、次の目標設定のために活用する。

また、研修受講及び研究発表の記録を整備し、これまで獲得した能力、今後習得したい能力を明確にする。

これらを自ら確認するとともに、上司や指導歯科衛生士と共有することで、人材育成計画に反映する。

様式集 ➡ 人材育成支援シート

※所属で定めた様式を優先すること

4. 指導者評価

新任期歯科衛生士の育成・助言・相談を行う指導者が、自身の役割や業務を明確化し、客観的に確認するため、自己評価を行うとよい。今後の現任教育や人材育成の改善につなげ、よりよい人材育成体制の整備に役立てることができる。

(1) 評価の視点

- 指導者の行動を客観的に確認できる。
- 指導者自身が新任者を育成することに対する意欲が高められる。
- 評価することで指導者が「充実感」「達成感」を感じられるものにする。

(2) 指導者評価の方法

指導者評価は、新任期歯科衛生士の自己評価と同時期に設定する。

評価の結果は、自らの指導の振り返りに活用するとともに、指導者の上司と共有することが望ましい。

様式集 ➡ 指導者評価シート

※所属で定めた様式を優先すること



5. 中堅期以降の人材育成

中堅期以降は、行政職員としての事務能力の向上に

努める必要がある。自治体で行われる職員研修や同期入庁の事務職員と接する中で、キャリアプログラムの重要性を理解する場面が増える時期でもある。例えば、予算や議会に関する事務を任されるようになり、精度と迅速性に対応できる事務能力が求められる。日頃から担当業務以外にも目を向け、組織全体の目標を常に意識するとよい。

専門能力では、**各自でキャリアレベルに合った能力を見極め自ら高めていく姿勢**が必要となる。新任期と比べて業務の質や広がり求められることは当然であり、専門職として採用された以上、専門能力を発揮するための自己研鑽は必須である。愛知県口腔保健支援センターが実施する専門研修や職能団体研修を積極的に受講するなど、知識や情報のアップデートを行う。また、専門学会や全国大会などに参加し県外の歯科衛生士との交流を図ることは、情報の幅や視野を広げ、日々の業務の改善やモチベーションの維持にもつながるため推奨する。

なお、中堅期では、出産や子育てなどのライフイベントによる休業を取得する者も多く、代替職員の確保と人材育成は、他の技術職種においても同様の課題となっている。また、長期間職務を離れた場合は、円滑な復職に向け、各所属において個々の事情を勘案したキャリア継続支援に努める。一例として、休業中の情報提供やオンライン研修の案内のほか、復帰時面談に「目標到達状況チェックリスト（P.62～65）」を活用したキャリアラダーの確認などの配慮があるとよい。「家庭と仕事の両立」と「住民サービスの維持・向上」を実現する職場環境の整備が必要である。



技術職種の産休育休代替の現状



産前産後休暇や育児休業は、「労働基準法」や「育児・介護休業法」に定められており、これらを取得する場合、その業務を代替する職員を採用する制度がある。一般的には、臨時的任用職員や任期付職員などの雇用形態で採用される。

技術職種の代替職員は、資格免許を有するだけで専門業務の即戦力とみなされることが多く、初めて聞く行政用語や慣れない行政ルールの中で、常勤職員と同じ業務を任せられる厳しい環境に置かれる場合もある。特に歯科衛生士は、病院・診療所などの臨床業務中心の教育課程であることから、基礎知識のない行政の業務にいきなり従事することとなり、さらに一人職種であるため、専門業務の相談や対応に困り、戸惑いや不安を抱えやすい。

こうした背景の中、住民サービスの質の担保には、代替職員の人材育成が欠かせない。愛知県口腔保健支援センターが実施する人材育成研修は、対象の雇用形態は問わないので、所属の事情が許す限り参加できるとよい。新任職員と一緒に悩みと学びが共有でき、常勤職員の復帰までの就業定着のモチベーションにもつながる。

また、昨今の歯科衛生士不足の影響により、代替職員を募集しても適任者が見つからず採用が困難となる現状もある。人材の確保は代替職員に限った問題ではなく、今後ますます進む世代交代において、自治体が直面する大きな課題となるであろう。

歯科衛生士業務の実際

県と市町村の歯科衛生士は、地域の健康課題の解決に向け、連携・協働し、それぞれの立場で重層的に地域歯科保健活動を進めていく。

1. 県・保健所の業務

県は、愛知県口腔支援センター業務として、国、他部局、保健所、市町村、関係機関・団体との連携調整、愛知県歯科口腔保健基本計画等の推進のための環境整備等を行う。

保健所は、地域保健法に基づく機関として、地域住民の健康づくりを専門的・広域的・技術的に支援する。また、市町村や関係機関・団体が主体的かつ効果的に地域歯科保健サービスを実施できるよう、以下に示す業務を行う。

(1) 地域歯科保健医療体制の整備

管内地域の歯科口腔保健対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉に関する情報収集・管理・分析・還元を行い、地域の課題に応じて、市町村や関係機関・団体等と顔の見える関係をつくり、相互の連携を深め、それぞれの役割が発揮できる体制を整備する。

歯科保健情報の収集と共有

市町村が提供する報告（下表参照）だけでなく、日頃の担当者レベルの情報交換なども、地域の实情に応じた対策を検討、推進するための有益な情報源である。

保健所は、管内地域の様々な情報を収集し、地域ニーズの分析・評価を行い、それらの結果をわかりやすくまとめ、市町村及び関係機関・団体等へ還元し、地域課題の共有に努める。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚 労 省 報 告	①健康増進法による歯周疾患（歯周病）検診実施状況報告		データの収集、確認、提出										
	②地域保健・健康増進事業報告	データの収集、確認、提出		疑義照会への回答			疑義照会への回答						
県 報 告	③地域歯科保健業務状況報告	前年度分提出			※健康対策課へ提出								
	④母子健康診査マニュアル報告	データの収集、確認、提出								還元			

※あいち小児保健医療総合センターへ提出

(2) 市町村、事業所、学校等への支援

次に示す取組をはじめ、市町村、事業所、学校等に対して専門的かつ技術的な支援を行う。

- 市町村が実施する歯科保健事業や地域特性を把握し、地域診断の助言、住民サービス格差や健康格差の縮小に向けた支援を行う。
- 市町村の歯科保健事業に従事する歯科衛生士や他職種の人材育成のほか、歯科衛生士未配置市町村に対して積極的な支援に努める。
- へき地における歯科保健医療提供体制の確保や人材不足などの地域課題に対応する。
- 関係機関・団体のニーズに合わせ、助言や資料提供、必要に応じて広域調整を図る。
- 管内地域でライフステージに応じた健康づくり活動が効率的、効果的に展開できるよう、県作成のリーフレットを活用し、市町村、事業所、学校等による普及啓発を推進する。

＜県作成リーフレット・マニュアル等＞ 愛知県公式サイトからダウンロードできます。

ホーム > 分類からさがす > 健康・福祉 > 健康・医療 > 健康管理 > 愛知県の歯科口腔保健リーフレット等（一般向け） 又は 愛知県の歯科口腔保健マニュアル等（指導者・支援者向け）

	リーフレット等	マニュアル等
乳幼児・学齢期	★0歳児からの歯と口の育ち ★よいこといっぱい！仕上げみがき ★こどものお口を育てるヒント集(1歳6か月児編、3歳児編) ★みんなで守ろう子どもの永久歯 ★学齢期の歯肉炎予防 Check&Try！歯肉炎	★歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル ★乳幼児期の口腔機能支援ハンドブック ★フッ化物洗口実践集2
成人期	★歯の定期健診でむし歯・歯周病を予防しよう ★「かむ」から始めるメタボ予防 ★女性に知ってほしい歯周病・たばこ ★ヘルシーエイジングはじめませんか？ ★働く世代の歯周病予防 ★ご存知ですか？歯周病と糖尿病との関係 ★歯周病は糖尿病の合併症のひとつです	★歯周病検診ハンドブック ★歯周病のこと知っていますか ★歯科健診のススメ ★シカケンシンあなたはどちらをエロビますか？
高齢期・その他	★シニアの世代の皆様 今、定期的な歯科健診が必要です ★私たち歯科医師・歯科衛生士は「口から食べる」を支援します ★8020運動 ★歯の健康づくり得点	★後期高齢者歯科健診ハンドブック

フッ化物応用の推進

レベルアップ
ポイント

フロリデーションって知ってる？
フッ化物応用の世界の常識を知り、
視野を広げよう。



市町村の保健施策として積極的な普及に努める。

- フッ化物歯面塗布事業は、乳幼児保健事業で効果的に実施されるよう情報提供を行う。
- フッ化物洗口は、実施主体である市町村（保健、児童福祉、教育委員会）及び私立施設等において、多くの関係者が連携・協働して円滑かつ安全に継続実施できるよう、地区歯科医師会等との支援体制の整備、実施施設の実情に応じた方法の提案、事業評価や精度管理などの必要な支援を行う。
- フッ化物配合歯磨剤は、保健事業における利用促進の啓発推進の情報提供を行う。

(3) 専門的・広域的な調整

保健所では、被虐待児、在宅の障害者（医療的ケア児を含む）や難病患者、小児慢性疾患児童等の配慮を要する者とその家族に対して、適切な口腔健康管理を実践できるよう、対応できる歯科医療機関との連携をはじめ、専門的かつ広域的な調整を進め、地域の支援体制の整備に努める。

地域の実情に応じ適切な支援を実施するうえで、歯科医療機関と緊密な連携のもと、社会資源の現状を把握しながら、支援に関わる医療機関、福祉、介護等の関係機関・団体と情報共有、共通理解を図るための仕組みづくりが重要である。

(4) 歯科保健関係者への研修

地域の歯科口腔保健対策を総合的に推進するには、歯科専門職をはじめ、医療・福祉・介護・教育・職域保健等の関係分野の多職種との連携が不可欠である。地域の健康課題に応じたテーマを選択し、関係者の資質向上と相互連携を促進するための研修会を開催する。



コラム

アセスメントと記録

アセスメントとは、地域課題を解決するための情報収集、分類・整理し、解釈・分析する手順。

情報収集は、統計データやライフステージごとの国・県・市町村における計画、社会資源等の地域環境など広く行う必要がある。状況の変化に応じて繰り返し行い、情報を蓄積することが大切である。

他職種や歯科関係者と情報を共有するためにも、歯科衛生士としての思考・考察ならびに意思決定の過程を書面化することも重要である。

【歯科保健のアセスメント例】

S (subjective) 主観的情報	・3歳児のう蝕は、地域全体では順調に改善している一方で、う蝕5本以上の多発・重症う蝕を持つ子どもが一定の割合で存在している。
O (objective) 客観的情報	・う蝕0本の者は、90.7%、う蝕1～4本の者は7.3%に対し、う蝕5本以上の者は2.0%である。
A (assessment) 評価	・3歳で「5本以上のう蝕を持つ児」は、1歳6か月時点で18.7%。 ・う蝕本数が多い児ほど、ひとり親、外国籍家庭である割合が高い。
P (plan) 計画	・う蝕の多発、重症化の防止に向け、県保健所、市町村がそれぞれの役割において、子育て支援を行えるよう努める。 県保健所：う蝕多発時の割合が高い市町村のデータ推移を確認。 市町村対応事例の情報収集、啓発資料作成・配布。 市町村：「かかりつけ歯科医」をもつことの周知啓発。 う蝕リスクの高い親子に対するフォローアップ。 歯科受診を促す具体的な支援、受診確認の仕組み。

2. 市町村の業務

市町村は、「地域住民に身近で頻度の高い歯科保健サービス」を実施するため、すべてのライフステージに応じた施策を効果的に展開できるよう、以下に示す業務を行う。

(1) 企画立案・実施体制の構築

次に示す取組をはじめ、庁内の関係各課、地域の関係機関・団体との連携を取りながら、歯科保健事業を円滑かつ効果的に実施するための体制をつくる。

- 母子保健計画、健康増進計画やデータヘルス計画等の中に、歯科口腔保健の視点を盛り込む。
- 住民ニーズの調査などを行い、地域の現状や課題に応じた事業計画を立てる。
- 住民の歯・口腔に関連する社会資源を把握する。
- 地域の保健・医療・福祉・介護・学校・職域等の関係機関・団体の状況把握及び情報収集を行うとともに、歯科保健事業の実施体制に関して十分な連絡調整を行う。
- 様々な住民ボランティア団体と連携し、住民視点を取り入れた歯科保健活動を行うとともに、各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組が入るように働きかける。

レベルアップ
ポイント



大規模災害時を想像してみよう！
平時の備えで最も大事なミッションは、
気軽に話せる関係者を増やすこと。



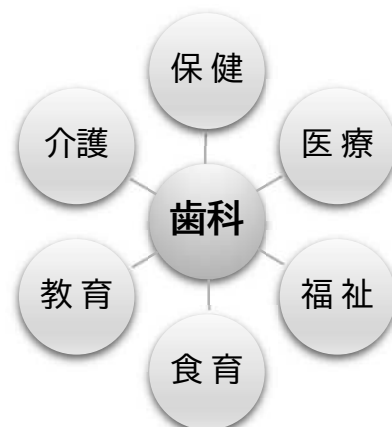
コラム

多職種連携と顔の見える関係づくり

歯科口腔保健活動支援に係る分野は、保健、医療以外に福祉や介護、食育や教育などの幅広い分野にわたる。

社会情勢や生活の多様化が進むなか、支援を推進するには、それぞれに連携した取組が求められ、状況の変化に応じた環境整備が重要となる。

地域における支援体制整備を図るためにも、様々な関係者及び関係機関・団体と、顔の見える関係づくりを積極的に推進していくことが必要である。



連携の第一歩は、相手を知ること！
自分のまちの機関・団体について
いろいろ調べてみよう。



レベルアップ
ポイント

(2) 歯科保健事業

母子 保健事業	妊娠・出産、乳幼児期まで一貫した保健サービスの提供を行う。 子育て支援の中で他職種と連携しながら、発育・成長に合わせ、母子の 歯科保健にかかる課題を解決する。 <市町村歯科衛生士の具体的活動> ○妊婦やそのパートナーの歯・口腔の健康づくりの支援 ○乳幼児のう蝕などの歯科疾患予防、口腔機能発達の支援 ○フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、フッ化物歯面塗布の実施 ○保育所、幼稚園、こども園における歯科保健活動、フッ化物洗口の支援 ○歯科健診を通じた虐待予防、早期発見
学校 保健事業	小・中学校、特別支援学校が、学校保健安全計画に基づき、学校歯科 医と連携し、集団教育としての学校教育活動に必要な「保健教育」、児 童・生徒の心身両面への健康増進を図る「保健管理」などに取り組む。 <市町村歯科衛生士の具体的活動> ○教育委員会、学校、養護教諭部会、学校歯科医等の関係者との連携 ○学校における歯科保健活動、食育や口腔機能育成等の支援 ○学校におけるフッ化物洗口の支援、フッ化物配合歯磨剤の普及 ○歯科健診を通じた虐待予防、早期発見における支援
成人 保健事業	住民が生涯自分の歯で食生活が楽しめるよう、疾病状況等を把握しながら、健康増進活動の一つとして歯・口腔の健康づくりを推進する。 <市町村歯科衛生士の具体的活動> ○歯周疾患の早期発見・重症化予防のための歯科健診、保健指導、健康教育、定期的な歯科健診の受診啓発 ○栄養や運動などの生活習慣病対策事業との連携 ○事業所等と連携した普及啓発活動
高齢者 保健事業	住民が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防と 連携した保健医療サービスの提供を実施する。 オーラルフレイル予防を推進するため、歯周疾患の重症化による歯の喪失 予防、口腔機能の維持・向上、疾病状況に応じた医科歯科連携のほか、 高齢者支援団体と連携、協働を図る。 <市町村歯科衛生士の具体的活動> ○歯科医師会と連携のもと実施している 8020 運動や、健康づくり施策と連 携した歯周疾患重症化予防事業 ○栄養・運動等のフレイル対策と合わせたオーラルフレイル対策事業（保健 事業と介護予防の一体的実施） ○加齢によって生ずる口腔機能低下予防のための健診（後期高齢者歯科 健診）及び口腔機能の意識向上を目的とした事業
その他	○配慮を要する住民に対する適切な歯科保健医療サービス提供の支援 ○災害時歯科保健活動に備え、平時の体制整備や情報収集

(3) 関係機関・団体との連携及び調整

様々な機会や場面において、庁内連携をはじめ、保健・医療・福祉・学校等のほか、大学との官学連携、事業所や保険者等の職域、商工会議所等の商業やまちづくりなど、関係機関・団体との連携や調整に努める。また、必要に応じて管轄保健所の支援を受けるとよい。

地域で活躍する住民ボランティア組織の育成や支援に努め、住民の自助努力、相互協力による住民主体の歯科保健事業の推進を図る。



ソーシャル・キャピタルと住民との協働

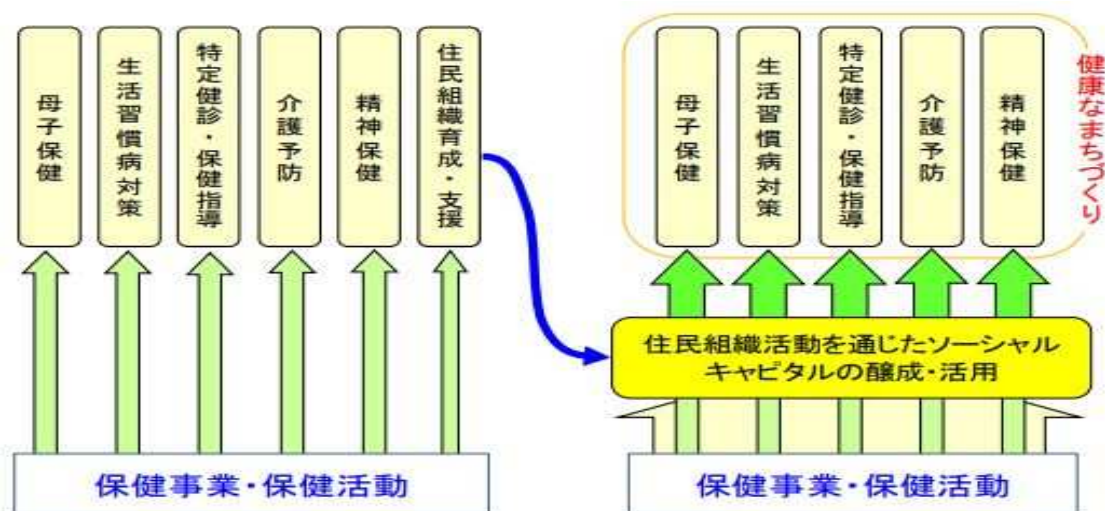
地域に根差した信頼、社会規範、ネットワーク（人とのつながり）などの社会資源を「ソーシャル・キャピタル」といい、これらを活用することによって、歯科保健事業を円滑・効率的に進めることができる。

市町村は、地域の財産となるソーシャル・キャピタルを育成、醸成する役割がある。住民主体の組織・団体等と信頼関係をつくり、互いの特性や能力を発揮できるよう環境を整え、連携を深めながらネットワークを構築し、協働を継続して推進することが重要となる。

【ソーシャル・キャピタルを活用した歯科保健活動事例】

ピタコチョコラバン隊 (豊川市)	園に出向いての歯みがき教室の実施、キャラバン隊の吹き込みによる動画の配信など
むしバスターズ (田原市)	学校歯科医と連携し、学校歯科保健委員会等で人形劇や紙芝居を活用した知識啓発など (第49回衛生教育奨励賞受賞)

【イメージ図】



保健活動におけるソーシャル・キャピタルの位置付け

＜出典：住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル 醸成・活用にかかる手引き＞

（４）情報収集・提供

社会資源や歯科保健に関する情報等を積極的に収集し、住民へわかりやすく周知するとともに、保健所や地区歯科医師会、関係機関へ情報提供し、共有に努める。

（５）人材育成・活用

歯科保健対策を円滑かつ適切に推進するには、歯科保健事業に従事する歯科医師の理解と協力のほか、会計年度任用職員や臨時雇用の地域活動歯科衛生士の知識や技術の向上が必要である。また、保育士・養護教諭などの歯・口腔の健康づくりに携わる支援関係者との情報共有に努める。

市町村単位でこれらの人材育成・活用が難しい場合は、管轄の保健所に相談し、助言や支援を仰ぐとよい。

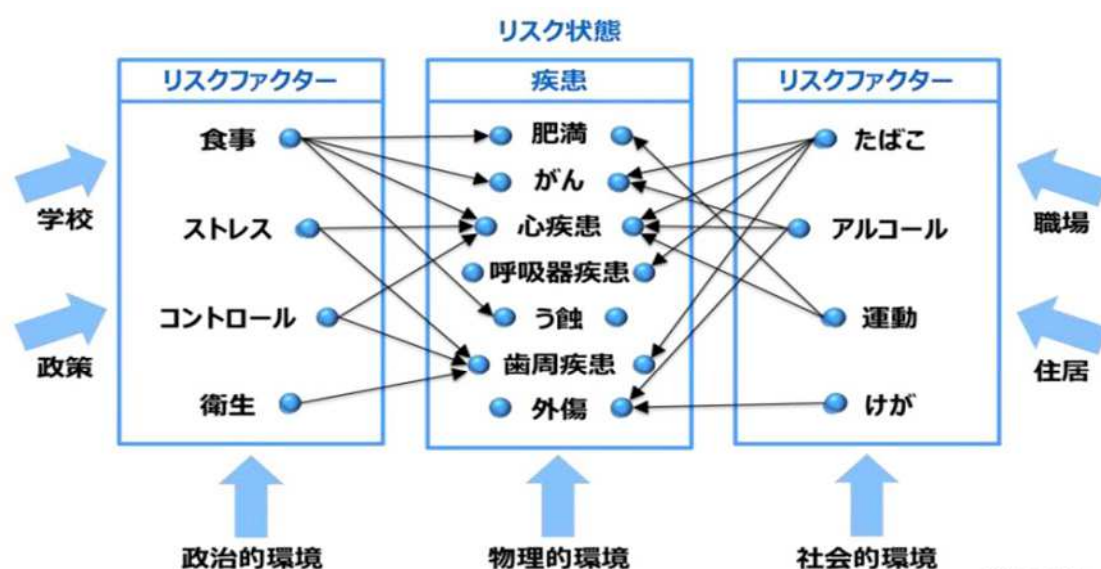


コラム

コモンリスクアプローチ

う蝕や歯周疾患のリスクファクター（危険因子）である食事（糖分）や喫煙、アルコール、ストレスは、糖尿病や肥満といった様々な疾病等にも影響する。

リスクファクター（危険因子）をコントロールし、疾病予防を推進していくには、行政施策や環境整備等が重要である。これらは歯科保健分野だけでなく、多くの関係職種と連携しながら、関連事業と協働して取り組むことで、相乗した成果が期待できる。



WHO 05.112

〈出典〉 Watt RG. Strategies and approaches in oral disease prevention and health promotion. Bull World Health Organ. 2005;83:711-8.

< 出典：厚生労働省 >

3. 県・保健所・市町村の協働業務

地域歯科保健活動は、県・保健所・市町村がそれぞれの役割を理解し、情報を共有し、さらに協働して取り組むことで、効率のよい活動と成果が期待できる。

また、担当者同士の何気ない会話や気づきから課題把握につながることも少なくないため、ささいなことでも相談や連絡を取り合うなど、日頃から積極的に交流を持つことが望ましい。

(1) 調査・研究

調査・研究に取り組むことは専門能力の総合的な向上につながるとともに、行政職に必要な事業の企画、運営、評価能力の形成にも効果的である。身近なテーマを見つけて単独で取り組むことはもちろん、地域単位での協働研究を提案・実施することも学びは大きい。

令和2年度から、県保健所・市町村の新任期歯科衛生士調査・研究「仕上げみがきを行う親を増やすための子育て支援の実践」に協働で取り組み、調査・研究の計画から発表までの一連の流れを学んでいる。集計・分析結果から、個別・集団支援の方法や環境づくりのアイデアを出し合い、さらに、各市町村に応じた介入・支援を実践し、子育て支援の体制を強化するという、PDCAサイクルの実践学習を行うものである。（令和6年7月／調査・研究まとめ発行）

(2) 市町村の歯科口腔保健に係る地域診断

県保健所の業務として、地域の基礎情報や歯科保健データなどを活用した「市町村歯科保健まるわかりシート（以下、「シート」という。）」を作成するシステムを構築している。

さらに、地域診断を希望する市町村と協働し、シートに基づき聞き取りを行い、課題を明確にした上で、課題解決の方策の検討、庁内連携、実践、効果検証などの取組を行う。

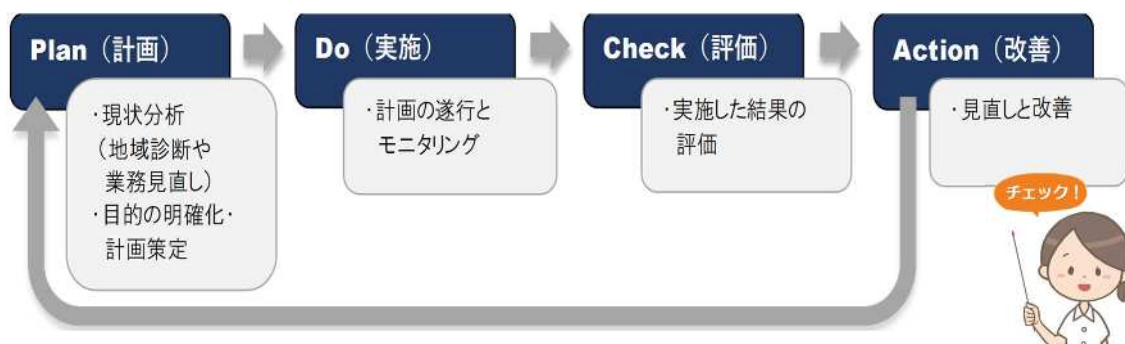
様式集 → 市町村歯科保健まるわかりシート（Ⅰ・Ⅱ）



コラム

地域診断に基づいたPDCAサイクル

地域の各種統計データや社会情報等を把握し、現状の分析を行い、その結果から課題の明確化、優先課題を選定する。事業目的の設定や計画策定を行い、計画的に実施する。実施後、事業評価を行い、見直し、改善を図る。PDCAは、どこからでも入ってサイクルを回すことができる。



資料集

資料 1 関連する法律・施策

資料 2 関係通知・指針・実施要領など

➤ 地方公共団体における歯科保健医療業務指針

資料 3 愛知県の主なマニュアルなど

資料 4 愛知県の主な計画

資料 5 関係機関・団体

資料 6 歯科口腔保健関連情報 Web サイト

資料 7 参考書籍・刊行物

資料 8 愛知県口腔保健支援センター設置要綱

資料 9 検討委員・ワーキンググループ委員名簿

資料の説明と活用ポイント

資料のタイトル		活用ポイント
資料 1	関連する法律・施策	行政の歯科衛生士として、業務を行うための根拠となる法律や施策、計画などの一覧 今すぐ理解しなければ…と、難しく捉えなくても大丈夫。自分で調べ、自分の事業と結び付けて何度も目を通していくうちに理解が深まります。 
資料 2	関連する通知・指針・実施要領など 地方公共団体における歯科保健医療業務指針	
資料 3	愛知県の主なマニュアルなど	
資料 4	愛知県の主な計画	
資料 5	関係機関・団体	業務を行う上で、連携を取るとよい関係機関や団体の一覧 地域にどんな関係機関・団体があり、主にこういった仕事や役割を担っているのかを把握することが、多職種連携の一步となります。 
資料 6	歯科口腔保健関連情報 Web サイト	業務を行う上で、参考になる書籍や Web サイトの一覧 行政職員として誤った情報を発信しないよう、常に最新情報をチェックしましょう。Web サイトを確認し、事前にどのサイトにどんな情報があるかを把握しておく、スムーズな仕事につながります。 
資料 7	参考書籍・刊行物	
資料 8	愛知県口腔保健支援センター設置要綱	人材育成研修の企画・運営を実施
資料 9	検討委員・ワーキンググループ委員名簿	愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの作成メンバーの一覧

資料1 関連する法律・施策

●愛知県所管

法 律	主な施策	主な報告
歯科衛生士法	歯科保健指導	歯科衛生士業務従事者届 衛生行政報告例（隔年）
地域保健法	保健所の業務 市町村保健センターの業務	地域保健・健康増進事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
健康増進法	健康日本21 健康増進事業（歯周病疾患検診、健康教育、健康相談等）	地域保健・健康増進事業報告
	●健康日本21 あいち計画	●歯周疾患検診実施状況報告
歯科口腔保健の推進に関する法律	基本的事項 ●あいち歯と口の健康づくり八〇二〇 推進条例 ●歯科口腔保健基本計画	地域保健・健康増進事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
母子保健法 こども基本法 子ども・子育て支援法	健やか親子21 健康診査の実施（1歳6か月児、3歳児） 健康診査の勧奨（妊産婦・幼児等） 知識の普及、保健指導 ●あいちはぐみんプラン （子ども・子育てに関する総合計画）	地域保健・健康増進事業報告 ●母子保健報告 ●母子健康診査マニュアル報告 ●地域歯科保健業務状況報告
食育基本法	食育推進基本計画 ●あいち食育いきいきプラン	
児童虐待の防止等に関する法律	●子どもを虐待から守る条例	
成育基本法 ※1 医療的ケア児支援法 ※2	歯科保健指導	
学校保健安全法 同 施行規則	幼稚園、こども園、小学校、中学校の健康診査、保健管理、保健活動	学校保健統計 ●地域歯科保健業務状況報告
高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査・特定保健指導 保健事業（歯科健康診査、健康教育、健康相談等）	特定健康診査等実施状況結果報告 後期高齢者医療事業状況報告 ●地域歯科保健業務状況報告
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	●認知症施策推進条例 ●愛知県高齢者福祉保健医療計画 ●あいちオレンジタウン推進計画	
介護保険法	一般介護予防事業（普及啓発：口腔機能向上）	一般介護予防事業報告 ●地域歯科保健業務状況報告
医療法	●地域保健医療計画	

※1 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

※2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

資料２ 関連する通知・指針・実施要領など

(1) 全般

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	平成12年12月28日／厚生省告示第615号 令和6年12月1日／厚生省告示第374号
地方公共団体における歯科保健医療業務指針	平成9年3月3日／厚生省健康政策局長 令和6年3月28日／厚生省医政局長 P.43～50
国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	平成24年7月10日／厚生労働省告示第430号 令和5年5月31日／厚生労働省告示第207号
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	平成24年7月23日／厚生労働省告示第438号 令和元年11月26日／厚生労働省告示第176号 令和5年10月5日／厚生労働省告示第289号
8020運動・口腔保健推進事業実施要綱	平成27年4月10日／厚生労働省医政局長 令和6年4月1日／厚生労働省医政局長
歯科医療提供体制等に関する検討会 中間とりまとめ	令和6年5月27日／厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書	令和元年6月4日／厚生労働省医政局歯科保健課
「第4次食育推進計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について	令和3年4月1日／厚生労働省医政局歯科保健課長

(2) 母子保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
幼児期における歯科保健指導の手引き	平成2年3月5日／厚生省健康政策局長通知
母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領	平成8年11月20日／厚生省児童家庭局長 (平成9年4月1日から運用)
母子歯科健康診査及び保健指導に関する実施要領	平成9年3月31日／厚生省児童家庭局長・健康政策局長、平成9年4月1日から運用
授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）	平成31年3月29日／厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
妊産婦のための食生活指針	令和3年3月31日／厚生労働省子ども家庭局母子保健課

(3) 学校保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について フッ化物洗口マニュアル（2022年版）	令和4年12月28日／厚生労働省医政局長・健康局長通知
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり／同 改訂版	平成23年3月／文部科学省スポーツ・青少年局長 令和2年2月／公益財団法人日本学校保健会
薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局長
卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について（その2）	平成24年3月16日／厚生労働省医薬食品局総務課
学校歯科医の活動指針＜令和3年改訂版＞	令和3年10月／公益社団法人日本学校歯科医会

(4) 成人・高齢者保健

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針	平成16年6月14日／厚生労働省告示第242号 令和2年2月12日／厚生労働省告示第37号
健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長
健康増進事業実施要領	平成20年3月31日／厚生労働省健康局長 (平成20年4月1日から適用、随時改正)
歯周病検診マニュアル2015 歯周病検診マニュアル2023	平成27年6月30日／厚生労働省健康局長 令和6年5月10日／厚生労働省医政局長
歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について	平成20年5月30日／厚生労働省労働基準局長
介護予防マニュアル（第4版）	令和4年3月／厚生労働省老健局老人保健課
特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）	令和6年3月7日／厚生労働省保険局医療介護連携政策課
後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル	平成30年10月24日／厚生労働省医政局歯科保健課長・保険局高齢者医療課長
高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（第3版）	令和6年3月／厚生労働省保険局高齢者医療課

(5) その他

文書名	発出日／発出者等（下段：改正）
大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について	令和4年7月22日／厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、老健局
JDAT（日本災害歯科支援チーム）活動要領（第1版）	令和4年10月／公益社団法人日本歯科医師会
災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル（2023年度版）	令和5年6月／公益社団法人日本歯科衛生士会
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導について	令和2年4月／厚生労働省医政局
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について	令和2年6月／厚生労働省医政局
新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン（第4版）	令和4年12月／公益社団法人日本歯科医師会
人材育成・確保基本方針策定指針	令和5年12月22日／総務省

資料3 愛知県の主なマニュアルなど

※現在の組織名を記載

マニュアル名	発行日／発出者等
母子健康診査マニュアル（改訂第10版）	令和3年3月／保健医療局
フッ化物洗口実践集2	令和6年4月／保健医療局
歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル	平成24年3月／保健医療局 追補版及び普及版：令和2年3月／保健医療局
愛知県保健師人材育成ガイドラインver.2	平成31年3月／保健医療局
愛知県災害時保健師活動マニュアル～保健活動推進に向けて～	令和3年3月／保健医療局
愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン	令和5年5月／保健医療局
愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン	令和3年4月／保健医療局

地方公共団体における歯科保健医療業務指針について

(令和6(2024)年3月28日／医政発0328第23号／厚生省医政局長通知)

都道府県等の地方公共団体における歯科保健業務については、平成9年4月に地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)が全面施行されたことを踏まえて定めた「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」(平成9年3月3日付け健政発第138号厚生省健康政策局長通知「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」別添。以下「旧指針」という。)に基づき取り組まれてきたところである。

平成9年に旧指針が策定されて以降、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。)の制定や、同法に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)の策定等を通じ、地方公共団体における歯科保健業務を取り巻く環境は大きく変化している。

他方で、我が国においては、少子高齢化の進展による人口構成の変化や歯科疾患の疾病構造等の変化に伴い、歯科医療提供体制を取り巻く状況にも大きな変化をもたらされている。特に、都道府県や都道府県が設置する保健所(以下単に「保健所」という。)においては、従来の歯科保健業務に加えて、医療と介護の連携体制の構築、障害者への対応、災害・新興感染症等の有事への対応も含め、歯科医療提供体制の確保に関する多種多様な対応が求められている。

また、市町村及び特別区においては、介護保険法(平成9年法律第123号)の施行以降、介護保険を運営しており、医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であり、高齢者における口腔の健康の保持・増進を図る観点からも、介護分野と連携を図りながら歯科保健医療業務を進めていくことが求められている。

こうした昨今の歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえ、地域における歯科保健医療提供体制の充実を図る観点から、都道府県及び保健所、市町村並びに保健所設置市及び特別区における歯科保健及び歯科医療業務の役割分担を明らかにするため、以下の指針を業務の参考として示すこととした。なお、これらの内容については、各地域の実情に応じて柔軟に対応すべきものである。

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、生涯を通じた住民の歯科口腔保健の推進を図るため、基本的事項を踏まえ、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携し、各都道府県における歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健に係る計画を策定し、施策の具体化を行うよう努めること。なお、歯科口腔保健の施策について、PDCAサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

また、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画や基本的事項における歯と口腔の分野においては、う蝕や歯周病の予防等の施策の具体化を図るとともに、介護保険法に基づく介護保健事業支援計画の策定においても、高齢者に対する口腔機能向上の取組等の施策の具体化を行う等、各計画との有機的な連携を図ること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置

都道府県は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健業務が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士等)の確保・配置に努めること。

(3) 調査研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健医療に関する課題を踏まえつつ、歯科保健医療等の調査及び研究並びに歯科保健対策に関する研究を、大学、学会、研究機関等と連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯科口腔保健の普及・啓発を図ること。

また、市町村の歯科保健事業の企画立案に必要な、市町村毎の歯科保健医療に関するデータの分析・提供や先進的、効果的な歯科保健対策に関する情報等を収集し、市町村に提供すること。

(5) 地域の関係団体及び関係部局との連携

都道府県は、歯科口腔保健の施策が円滑に実施されるよう、各都道府県の歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士の歯科医療関係団体に加えて、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、大学・学会等の学術機関、介護 関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体、庁内の保健医療福祉の関係部局や教育委員会との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(6) 生涯を通じた歯科健診の推進

都道府県は、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期に至る生涯を通じた歯科健診の体制整備を図るため、歯科医師会、歯科衛生士会、市町村、医療保険者、事業 所等と連携しながら、歯科健診の支援や住民に対する歯科健診の普及啓発に取り組むこと。特に、成人期の歯周病の早期予防・発見に向けて、20 歳代や 30 歳代の若年者を中心に、かかりつけ歯科医の定着や、市町村による歯周疾患検診、企業等における歯科健診の積極的な支援等に努めること。

(7) 障害者に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、障害者(医療的ケア児を含む。)についても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会、歯科衛生士会及び関係学会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援、摂食嚥下障害を持つ障害児等への口腔機能の育成の取組、施設職員による口腔ケアの知識や技術の研修の実施に努めること。

(8) 要介護高齢者等に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、要介護高齢者であっても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援や職員による口腔の管理の知識や技術の研修の実施に努めること。また、高齢者の口腔機能の維持向上や機能低下に関する普及啓発の他、高齢者の摂食嚥下障害や口腔機能の低下に対応できる人材育成、歯科専門職を含めた多職種による連携体制の構築に努めること。

(9) 科学的根拠に基づく歯科保健対策の推進

都道府県は、歯科口腔保健の施策が効果的かつ実効性のある取組となるよう、科学的根拠に基づき施策の検討、具体化を図り、その導入支援に取り組むこと。特に、う蝕予防におけるフッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等の歯科保健対策については、高いう蝕予防効果と安全性が十分に確立していることから、普及・推進に取り組むことは大変重要であるが、関係者が地域のう蝕の減少及び健康格差の縮小を図るといふ共通認識を持つことが重要であるため、関係者の合意を得た上で取り組むこと。

(10) 口腔保健支援センターの設置運営

都道府県は、歯科口腔保健法に基づき、総合的な歯科口腔保健の施策に取り組めるよう口腔保健支援センターを行政組織(機能)として設置するよう努め、庁内関係部局や歯科医師会等の関係団体による協議の場を設け、全庁的かつ関係団体が連携、協力し、地域の歯科口腔保健の施策を推進する体制整備に取り組むこと。このため、口腔保健支援センターには、事業の企画、調整、評価に従事する歯科医師、歯科衛生士を配置することが望ましい。

2 地域歯科医療提供体制の構築について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、住民の歯科医療の確保を図るため、協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して、地域の実情に応じた歯科医療の推進に関する施策の策定、具体化を行うこと。また、適切な評価指標を設定した上でPDCAサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画の策定に際しては、在宅歯科医療や障害者に対する歯科医療、無歯科医地区等の歯科医療の供給が十分ではない歯科医療等、地域における歯科医療の提供体制が計画的に確保されるよう施策の具体化を行うこと。さらに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画の策定においても、歯科医療関係者と介護関係者との連携促進等の施策の具体化を行うこと。

なお、地域の歯科医療提供体制の評価にあたっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や各種医療統計等を活用すること。

(2) 障害者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、一般に歯科治療が困難な障害者に対する歯科医療の提供体制の確保を図るため、全身管理等にも対応可能な地域の拠点となる歯科医療機関の設置・運営等に取り組むこと。また、地域の実情に応じて、身近な地域において可能な範囲の歯科診療や定期管理等に対応できるよう、歯科医療関係者の育成や対応可能な歯科医療機関の情報提供等を含めた障害者歯科医療の提供体制の構築に取り組むこと。

(3) 要介護高齢者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、地域包括ケアシステムの中で歯科医療提供体制を確保するため、要介護高齢者等が自宅等の、住み慣れた生活の場で適切な医療を受けられるよう、訪問歯科診療に従事する歯科医師、歯科衛生士等に対する人材育成等を行い、要介護高齢者に対する歯科医療提供体制の構築に取り組むこと。

また、医療介護関係者や住民からの相談窓口となる在宅歯科医療連携室の整備についても、郡市区歯科医師会単位での設置等、きめ細かな相談体制の構築に努めること。

(4) 医科歯科連携の推進

都道府県は、口腔衛生管理の重要性が強く指摘されている者(糖尿病を有する者や周術期管理が必要な者等)に対する医科歯科連携の推進に取り組むこと。具体的には、医科歯科連携の推進に向けた関係者会議や研修の実施、各種連携ツールの作成等に取り組むこと。

(5) 円滑な歯科医療の提供に向けた病診連携、診診連携

都道府県は、障害者や基礎疾患を有する患者等への歯科医療や摂食・嚥下機能にかかる食支援の提供を円滑に行うため、各歯科医療機関の機能を把握し、見える化する等の取り組みを進めることにより、病院歯科と歯科診療所との病診連携、歯科診療所間の診診連携の体制構築に努めること。特に、指針等により、歯科医療提供体制の確保等が示されている疾患や対象患者については、その確保に努めること。

(6) 災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めること。また、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

(7) へき地、離島に対する歯科医療提供体制の確保

都道府県は、無歯科医地区等のへき地、離島に対する歯科医療の確保を図るため、必要に応じて、歯科診療班の派遣等を行うこと。

(8) 感染症の感染拡大時における歯科医療提供体制の確保

都道府県は、新興感染症等の感染拡大時において、患者に対する緊急的な歯科治療に対応できるよう、大学病院等の地域の歯科医療機関と協議、連携し、歯科医療提供体制の確保に努めること。

3 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する人材育成

都道府県は、都道府県に勤務する行政歯科医師、行政歯科衛生士を含む歯科専門職等を対象に、歯科口腔保健を担う職員の育成を図るため、国立保健医療科学 院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、国や他自治体との人事交流等も考慮した計画的な人材育成に取り組むこと。また、地域の実情に応じ、歯科口腔保健に限らない公衆衛生の専門職及び管理職として育成することも検討する等歯科専門職等の人材育成方針の策定に努めること。

(2) 市町村の歯科保健事業担当職員に対する人材育成

都道府県は、管内市町村の歯科保健事業の充実に資するため、市町村において歯科保健事業を担当する職員(歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、その他の職員)を対象に、最新の歯科保健事業に関する情報提供や先進的な取組事例等に関する研修の実施に努めること。

(3) 歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師、歯科衛生士に対する人材育成

都道府県は、市町村の歯科保健事業において歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師や歯科衛生士を対象に、歯科保健指導の実施に必要な基本的な知識の他、学会見解やガイドライン等の最新情報、行動科学等の健康教育の充実に資する情報提供を行う等、歯科専門職の人材の育成に努めること。

(4) 歯科口腔保健に関する住民ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科口腔保健の施策のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会や介護予防等の自主活動グループ等の関連機関と連携し、8020運動推進員等のボランティアの育成を図ることのできる体制整備に努めること。

(5) 歯科専門職養成への協力

都道府県は、大学歯学部、歯科衛生士・歯科技工士養成施設における学生教育及び歯科医師臨床研修に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健医療を担うことのできる資質の高い歯科専門職の養成に対する支援に努めること。

(6) 歯科専門職の人材確保

都道府県は、地域の実情に応じて、歯科医療関係団体と連携しながら、子育て等により離職した歯科衛生士や歯科技工士に対し復職に必要な研修や人材紹介等を行う等、地域の歯科専門職の人材確保に努めること。

4 保健所における歯科保健医療業務について

(1) 効果的な歯科保健医療対策の企画・連携・調整

保健所は、管内の歯科疾患や歯科医療の提供状況等、保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行い、市町村や関係機関に対して、これらの適切な情報提供に努めること。また、地域の歯科保健医療に関する課題に応じて、市町村や歯科医師会等の関係団体と連携・調整を図りながら、効果的な歯科保健対策の企画、実施に努めること。

(2) 情報発信・普及啓発

保健所は、管内の住民が歯と口腔の健康を維持・向上できるよう、市町村や歯科医師会等の関係団体と連携しながら、歯科口腔保健に関する講演会の実施や啓発媒体等を作成する等、積極的な情報発信・普及啓発に取り組むこと。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は、管内の地域の歯科保健に関する実情に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、効果的な歯科保健対策に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 市町村に対する技術的な指導・支援

保健所は、管内の市町村が実施する歯科保健事業の状況を把握するとともに、市町村の各種歯科保健事業が効果的に展開されるよう、各市町村の歯科保健に関する課題分析、地元歯科医師会や歯科医療機関との調整、事業に対する助言指導、従事する歯科衛生士等の人材育成等、技術的な支援に取り組むこと。

特に、歯科衛生士未配置市町村や市町村が新たな歯科保健事業を企画立案する際には、積極的な支援を行うこと。

(5) 在宅の障害者、難病患者等への専門的な歯科保健医療対策

保健所は、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅の障害者(医療的ケア児を含む)や難病患者等に対する訪問を含めた歯科健診・保健指導、対応可能な歯科医療機関との連携等、専門的な歯科保健対策の実施に努めること。

(6) 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策

保健所は、管内の障害者施設や介護保険施設において定期的な歯科健診や施設職員による適切な口腔ケアの普及を図るため、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、施設歯科健診への支援や職員に対する研修等の実施に取り組むこと。

(7) フッ化物応用の推進

保健所は、管内市町村に対して、う蝕予防におけるフッ化物応用の普及に努めること。フッ化物歯面塗布事業については、未実施の市町村に対し、その効果や意義等について周知を行うとともに、フッ化物洗口事業については、管内の市町村及び教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校を対象に、効果や安全性について研修や情報提供を行い関係者の合意を得た上で支援に努めること。また、フッ化物配合歯磨剤についても、専門学会による見解に基づき、市町村の各種歯科保健事業における歯科保健指導や普及啓発の機会を用いて、住民にその利用を推奨すること。

(8) 事業所における歯科保健対策への支援

保健所は、地域の実情に応じて、地元歯科医師会や商工会議所等の経済関係団体と連携しながら、企業等の事業所における従業員対象の歯科健診(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく歯等に有害な業務に従事する労働者に対する歯科健診を含む)や健康教育等の歯科保健対策の導入等において、専門的な技術支援に努めること。

(9) 地域の歯科医療提供体制の整備

保健所は、管内の歯科医療の提供状況や歯科医療機関の情報収集に努めるとともに、歯科医師会や市町村等と連携しながら在宅要介護高齢者や障害者等も含めた歯科医療の提供体制の構築に努めること。また、必要に応じて、住民からの歯科医療に関する相談対応や医療法等に基づいた歯科医療機関への助言指導等を行うこと。

第二 市町村における歯科保健業務

1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備について

(1) 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価

市町村は、歯科保健対策を効果的かつ効率的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健計画の策定、または、健康増進計画や介護保険事業計画等に、歯科保健や口腔機能向上に関する健康教育、歯科保健指導、歯科健診等の取組方針を盛り込み策定するよう努めること。

なお、策定にあたっては、市町村の地域特性、歯科疾患の状況、歯科医療資源等を把握するとともに、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、基本的事項を踏まえた数値目標の設定及びPDCAサイクルに沿った事業評価も行うこととし、実効性のある計画の立案に努めること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置・育成

市町村は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健対策が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、歯科医療機関や医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置に努めること。

また、歯科衛生士等を対象に、歯科口腔保健の専門職としての育成を図るため、国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、行政職員としての育成を図る観点から関連部局への異動を行う等、計画的な人材育成に努めること。

(3) 歯科保健担当職員の資質向上

市町村は、歯科保健事業の充実に資するため、都道府県や保健所が実施する研修に参加させる等、専門的な技術支援を受けながら、歯科保健事業の企画立案や保健指導に従事する保健師や管理栄養士等の資質向上に努めること。

(4) 地域の関係団体及び関係部局との連携

市町村は、歯科保健事業が円滑に実施されるよう、介護福祉、教育等の関係部局との連携と密にする他、歯科医師会、歯科衛生士会等の歯科医療関係団体、大学・学会等の学術機関、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(5) 住民ボランティア団体との連携、育成

市町村は、歯科保健事業のより一層の効果的な実施を図るため、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会、介護予防等の自主活動グループ、子育てサロン、老人クラブ等の住民ボランティア団体と連携し、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、住民ボランティアに対し歯科口腔保健の啓発を行う等、各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組が盛り込まれるよう努めること。

2 歯科保健事業等の実施について

(1) 妊娠期における歯科保健事業

市町村は、妊娠期が食事内容やホルモンバランスの変化から、歯科疾患に罹患しやすい時期であることや平成10年度から妊婦に対する歯科健診が地方交付税措置されていることを踏まえ、妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施に努めること。また、地域のマタニティ教室等の機会も活用し、母親と子供の歯と口腔の健康に関する健康教育等の実施に努めること。

(2) 乳幼児期における歯科保健事業

市町村は、母子保健法(昭和40年法律第41号)に基づく1歳6か月児及び3歳児健診においては歯科健診を実施し、歯科疾患の早期発見、早期治療に繋げるとともに、乳幼児健診の機会を活用し、乳幼児のう蝕予防に資する歯科保健指導や情報提供に努めること。また、市町村の実情に応じて、2歳児、5歳児等における歯科健診の実施も考慮すること。さらに、保護者を対象としたむし歯予防教室の実施や、離乳食教室等の健康教育の機会を活用する他、各種パンフレット・ホームページ等も活用し、歯と口腔の健康に関する普及啓発に努めること。

乳幼児期におけるフッ化物応用については、高いう蝕予防効果と安全性を踏まえ、フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、保健センターや歯科医療機関におけるフッ化物歯面塗布事業の実施に努めること。4歳以降については、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で、保育所、幼稚園、認定こども園における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(3) 学齢期における歯科保健事業

市町村が設置する各学校における学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく歯科健診については、教育委員会と密接に連携して実施するとともに、児童・生徒に対する歯と口腔の健康づくりに関する健康教育や普及啓発の実施に努めること。また、歯と口腔の健康づくりに関する図画ポスターコンクール、食育の一環として、歯と口腔の働きによる「食べ方」の大切さについて学ぶ機会をつくる等、児童・生徒に対する健康教育の充実に努めること。

学齢期におけるフッ化物応用については、フッ化物配合歯磨剤の普及に努める他、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で学校における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(4) 成人期における歯科保健事業

市町村は、健康増進法に基づき、成人期の歯周疾患の予防、早期発見、早期治療に繋げるため、歯周疾患検診、歯周疾患集団健康教育、歯周疾患集団健康相談の実施に努めること。また、特定健診・特定保健指導の機会においても、質問票の情報等を参考に、歯科医療機関の受診を勧奨すること。

さらに、地域の実情に応じて、喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発の充実に取り組む他、乳幼児健診の保護者を対象とした成人歯科健診やがん検診、特定健診等の受診の際に成人歯科健診も受診できるようにする等、受診機会の拡大にも努めること。

(5) 高齢期における歯科保健事業等

市町村は、介護保険法に基づく地域支援事業等を活用しつつ、高齢者の口腔機能の維持、向上及びいわゆるオーラルフレイル対策の推進を図るため、口腔機能向上教室や講演会等を開催するとともに、パンフレットの配布等の普及啓発に積極的に取り組むこと。

また、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、後期高齢者に対する歯科健診の実施や啓発に取り組む他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、保健師や管理栄養士等と連携しながら、高齢者に係る口腔機能の低下に関する健康教育やアセスメントの実施、歯科医療機関への受診勧奨等の実施に努めること。

これらの事業の企画立案・評価にあたっては、必要に応じ、国保データベース(KDB)や地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、対象者の抽出や事業評価に努めること。

(6) 要介護高齢者に対する歯科保健事業等

市町村は、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、歯科医療機関への通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施に努めること。また、介護保険施設における歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。

また、地域包括ケアシステム構築の一環として、介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業等を活用し、在宅歯科医療に従事する歯科医師、歯科衛生士と、介護関係職種との連携を推進するため、多職種連携研修の実施等、歯科医療機関との連携促進に資する取組の実施に努めること。

(7) 障害者・障害児に対する歯科保健事業

市町村は、障害者関係施設を利用する障害者・障害児に対する歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。

また、地域の実情に応じ、歯科医療機関への通院が困難な医療的ケア児等の障害児に対する訪問歯科健診についても、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、その実施に努めること。

(8) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発・情報発信

市町村は、歯と口の健康週間等の様々な機会や自治体の広報誌・ホームページ等を活用し、住民に対し、歯と口腔の健康づくりに資する積極的な情報発信に努め、8020運動のさらなる推進に取り組むこと。

(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の(1)～(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

第三 保健所設置市及び特別区における歯科保健医療業務

保健所設置市及び特別区は、「第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務」のうち、4(4)等の市町村支援や広域調整を除く全ての業務並びに「第二 市町村における歯科保健業務」に掲げる全ての業務の実施に努めること。

また、保健所設置市及び特別区は、都道府県と緊密に連携し、共通する歯科口腔保健の課題の解決に向けて、役割分担を図りながら、地域の歯科保健医療体制の構築を図ること。特に歯科医療提供体制の構築に際しては、都道府県の果たす役割が大きいことを踏まえ、自治体の規模に応じ、都道府県との緊密な連携、役割分担のもとで取り組むこと。

都道府県等の地方公共団体における歯科保健医療業務は、歯科保健や歯科医療を取り巻く状況に伴い刻々と変化するものである。このため、本指針においても、基本的事項の見直し等の歯科保健医療の検討状況を踏まえて、定期的に見直しを行うこととする。

資料4 愛知県の主な計画

愛知県計画の名称	策定期間	策定根拠	市町村計画
あいち福祉保健医療ビジョン2026	令和3年度～令和8年度	社会福祉法（第108条）	努力義務
第3期健康日本21あいち計画	令和6年度～令和17年度	健康増進法（第8条）	努力義務
第2期歯科口腔保健基本計画	令和6年度～令和17年度	歯科口腔保健の推進に関する法律（第13条）、あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例（第9条）	努力義務
母子保健を含む成育医療等に関する計画	令和2年度～令和6年度	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針（令和5年3月31日／厚生労働省子ども家庭局）	努力義務
あいちはぐみんプラン2020-2024		子ども・子育て支援法（第62条）、次世代育成支援対策推進法（第9条）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）、愛知県少子化対策推進条例（第6条）、愛知県子どもを虐待から守る条例（第10条）	義務
第4期あいち食育いきいきプラン2025	令和3年度～令和7年度	食育基本法（第17条）	義務
あいち障害者福祉プラン2021-2026	令和3年度～令和8年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第89条）	義務
第9期高齢者福祉保健医療計画	令和6年度～令和8年度	老人福祉法（第20条の9） 介護保険法（第118条）	義務
あいちオレンジタウン推進計画		共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第12条） 愛知県認知症施策推進条例（第9条）	
第4期自殺対策推進計画	令和5年度～令和9年度	自殺対策基本法（第13条第1項） 自殺総合対策大綱（令和4年10月）	義務
地域保健医療計画	令和6年度～令和11年度	医療法（第30条の4第1項）	

愛知県計画の名称	策定期間	策定根拠	市町村計画
第4期 医療費適正化計画	令和6年度～ 令和11年度	高齢者の医療の確保に関する法律（第9条）	
医療介護総合確保法に基づく県計画	平成26年策定 各年度改定	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（第4条第1項）	
第4期 がん対策推進計画	令和6年度～ 令和11年度	がん対策基本法（第12条第1項） 県がん対策推進条例（第20条第1項）	
第3期 肝炎対策推進計画	令和5年度～ 令和9年度	肝炎対策基本法（第9条第1項） 肝炎対策の推進に関する基本的な指針	
第2期 循環器病対策推進計画	令和6年度～ 令和11年度	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（第11条）	
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成17年策定 随時改定	新型インフルエンザ等対策特別措置法（第7条）	
感染症予防計画	平成11年策定 令和6年度～ 令和11年度	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第10条第1項、第9条第1項）	
第2期 アルコール健康障害対策推進計画	令和6年度～ 令和9年度	アルコール健康障害対策基本法（第14条）	
第2期 ギャンブル等依存症対策推進計画	令和5年度～ 令和7年度	ギャンブル等依存症対策基本法（第13条）	
第3期 国民健康保険運営方針	令和6年度～ 令和11年度	国民健康保険法（第82条の2）	
地域防災計画	昭和38年～ 随時改定	災害対策基本法（第40条） 愛知県地震防災推進条例（第9条）	義務
南海トラフ地震における愛知県広域受援計画	平成28年度～ 随時改定	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画	

資料5 関係機関・団体

名 称		愛知県内組織の概要・ホームページ等
歯科医師会		一般社団法人愛知県歯科医師会：支部44 http://www.aichi8020.net/
歯科衛生士会		公益社団法人愛知県歯科衛生士会：支部10 http://aichi-shika.com/
歯科技工士会		一般社団法人愛知県歯科技工士会：地区7 https://www.aichi-dt.com/
医師会		公益社団法人愛知県医師会：地区31 http://wwwinfo.aichi.med.or.jp/
薬剤師会		一般社団法人愛知県薬剤師会：地域会38 http://www.apha.jp/
栄養士会		一般社団法人愛知県栄養士会 https://aichiken-eiyoushikai.or.jp/
医療機関 (病院、診療所、薬局)		医療情報ネット(ナビイ) (URL: 次ページ参照)
幼稚園、保育所 認定こども園		市町村子育て支援又は児童福祉部門が所管 (幼稚園、私立施設は市町村により所管する場合もある)
小学校、中学校		市町村教育委員会が所管(私立施設は除く)
特別支援学校		県立：愛知県教育委員会事務局特別支援教育課が所管 市立：各市町村教育委員会が所管
商工会・商工会議所		地域により組織体が異なる
医療 保険者	国保	愛知県国民健康保険団体連合会：市町村国保54、国保組合6
	健保	健康保険組合連合会愛知連合会：会員組合92
	協会けんぽ	全国健康保険協会愛知支部：加入事業所約127,000
	高齢者	愛知県後期高齢者医療広域連合：市町村54
地域産業保健センター		愛知県地域産業保健総合センター：地域窓口14、労基署が所管 https://www.aichis.johas.go.jp/
障害者福祉施設		福祉ガイドブック https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html
介護保険・高齢者福祉施設		介護保険・高齢者福祉ガイドブック http://www.pref.aichi.jp/korei/guide/
地域包括支援センター		市町村介護保険又は高齢者福祉部門が所管(H30年8月現在227)

資料6 歯科保健関連情報 Web サイト

※URLは変更されている場合があります

愛知県の関連情報

健康日本21 あいち計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/3-kenkounippon21-keikaku.html>

愛知県歯科口腔保健基本計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000059715.html>

あいち健康ナビ（健康情報ポータルサイト）

<https://ssl.aichikenkonavi.com/>

あいち健康経営ネット（健康経営支援ポータルサイト）

<https://www.kenko-keiei.pref.aichi.jp/>

あいちの母子保健ニュース

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000081625.html>

愛知県母子健康診査マニュアル（あいち小児保健医療総合センター保健部門）

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/index.html>

愛知県地域保健医療計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/2024-3iryokeikaku.html>

愛知県内の医療機関名簿（病院、診療所、歯科診療所）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000079467.html>

医療情報ネット（ナビィ）

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

福祉ガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>

介護保険・高齢者福祉ガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html>

食育ネットあいち（食育ポータルサイト）

<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>

愛知県衛生年報

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/0000000364.html>

愛知県統計年鑑

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/0000079875.html>

厚生労働省

歯科保健医療情報サイト

<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>

健康日本21（第三次）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkou-unippon21_00006.html

歯科口腔保健関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/shikakoukuuhoken/index.html

歯科医療施策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html>

歯科保健医療に関するオープンデータ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00003.html

審議会・研究会等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

厚生労働統計一覧（国民健康・栄養調査、歯科疾患実態調査、地域保健・健康増進事業報告、他）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

介護事業所・生活関連情報検索（介護サービス情報公表システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

e-ヘルスネット（生活習慣病予防のための健康情報サイト）

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>

一般財団法人厚生労働統計協会

国民衛生の動向など（出版事業）

<https://www.hws-kyokai.or.jp/publishing/type/magazine.html>

厚生指標 統計データのページ

<https://www.hws-kyokai.or.jp/information/statistics.html>

文部科学省

学校保健統計調査

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm

国立保健医療科学院	
歯科口腔保健の情報提供サイト（通称：歯っとサイト） https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/ 全国行政歯科技術職連絡会（通称：行歯会） ※事務局：国立保健医療科学院 https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/gyoushi.html	
国立感染症研究所	
https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html	
政府統計ポータルサイト e - S t a t （イースタット）	
https://www.e-stat.go.jp/	
福祉・保健・医療の総合情報サイト W A M N E T （ワムネット）	
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/	
消費者庁	
消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/	
総務省	
統計制度 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/8.htm	
公衆衛生・地域保健関係団体	
全国保健所長会 http://www.phcd.jp/ 全国保健師長会 http://www.nacphn.jp/ 一般財団法人 日本公衆衛生協会 http://www.jpha.or.jp/sub/menu01.html	

関係学会・団体など

一般社団法人 日本公衆衛生学会

<https://www.jsph.jp/>

東海公衆衛生学会

<http://plaza.umin.ac.jp/~tpha/cgi-bin/wiki3/wiki.cgi>

一般社団法人 日本口腔衛生学会

<http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/>

東海口腔衛生学会

<https://tokaikoe.wixsite.com/tokaikoe>

一般社団法人 社会歯科学会

<https://www.socialdentistry.net/>

一般社団法人 日本健康教育学会

<http://nkkgeiyo.ac.jp/>

一般財団法人 口腔保健協会

<http://www.kokuhoken.or.jp/>

公益財団法人 8020推進財団

<https://www.8020zaidan.or.jp/index.html>

公益社団法人 日本歯科医師会

<https://www.jda.or.jp/>

公益社団法人 日本歯科衛生士会

<https://www.jda.or.jp/>

公益社団法人 日本学校歯科医会

<https://www.nichigakushi.or.jp/>

日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/gaiyou.xhtml>

特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会

<http://www.nponitif.jp/>

愛知県小児保健協会

<https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/childhealth.html>

歯科衛生士リカレント研修センター（愛知学院大学短期大学部）

<https://tandai.agu.ac.jp/dh-rtc/index.html>

資料7 参考書籍・刊行物

メディファクス（株式会社じほう、日刊）

保健衛生ニュース（社会保険実務研究所、週刊）

地域保健（東京法規出版、月刊、Web版）

公衆衛生（医学書院、月刊）

公衆衛生情報（日本公衆衛生協会、月刊）

親子保健（公益社団法人母子保健推進会議、月刊）

母子保健（公益財団法人母子衛生研究、月刊）

日本歯科新聞（日本歯科新聞社、週刊）

2024年版 歯科保健指導関係資料（口腔保健協会／2024.3.31）

2022年版 歯科保健関係統計資料（口腔保健協会／2022.3.31）

国民衛生の動向（一般財団法人厚生労働統計協会／2024.8.27）

歯科六法コンメンタール<第3版> 歯科関連法律の逐条解説
（ヒョーロン／2024.3.6）

新編 衛生学・公衆衛生学（医歯薬出版／2021.2.10）

フッ化物応用の科学<第2版>（口腔保健協会／2018.3.31）

う蝕予防の実際 フッ化物局所応用実施マニュアル
（社会保険研究所／2017.6.4）

災害歯科保健医療 標準テキスト<第2版>
（日本歯科医師会，災害歯科保健医療連絡協議会／2024.7）

公衆衛生がみえる2024-2025 第6版（医療情報科学研究所／2024.3.15）

資料 8

愛知県口腔保健支援センター設置要綱

（目的）

第 1 条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 15 条に規定する機関として位置づけ、県民の生涯にわたる歯と口の健康の維持増進を目指して、歯科口腔保健対策のさらなる推進を図ることを目的として、愛知県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（実施主体）

第 2 条 支援センターの実施主体は、愛知県とする。

（設置）

第 3 条 支援センターは、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課に設置する。

（業務内容）

第 4 条 支援センターは、健康対策課で所管する業務のうち、次に掲げる業務を実施する。

- 1 以下の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う。
 - （1）歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
 - （2）定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
 - （3）障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
 - （4）歯科疾患の予防のための措置等
 - （5）口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- 2 その他歯科口腔保健の推進等に関する業務

（組織）

第 5 条 支援センターは、保健医療局健康医務部健康対策課の職員で構成する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

資料 9 検討委員・ワーキンググループ委員名簿 (敬称略)

1. 愛知県歯科衛生士人材育成検討会議

令和 2 (2020)～令和 4 (2022)年度

	所属機関・団体名	職名・職種	氏 名
助言者	全国行政歯科技術職連絡会 (R3～4：前副会長)	副会長	高澤 みどり
学識 経験者	愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科	教 授	犬飼 順子
	名古屋大学大学院医学系研究科予防医学分野 東北大学大学院歯学研究科 (R3～4)	准教授 特命教授	竹内 研時
公衆衛生 関係団体	公益社団法人愛知県歯科衛生士会	会 長	金森いづみ
行政機関	長久手市福祉部健康推進課 同 (R4)	課 長 (事務) 課 長 (保健師)	浅井 俊光 遠藤 佳子
	大口町健康福祉部健康生きがい課	主 幹 (保健師)	松井 昌子
	大府市健康文化部健康増進課	歯科衛生士	本多 さおり
	安城市子育て健康部健康推進課	歯科衛生士	山下 昌子
	保健所健康支援課長代表 (R2：半田保健所) (R3：衣浦東部保健所) (R4：半田保健所)	課 長 課 長 課 長	深見亜津子 木戸美代子 古橋 完美
その他	オブザーバー 名古屋市・豊田市歯科衛生士 (指導者)		

2. ガイドライン作成ワーキンググループ

令和 2 (2020)～令和 4 (2022)年度

	所属機関名	職名・職種	氏 名
市町村	津島市健康福祉部健康推進課	歯科衛生士	太田 真由
	知多市健康部健康課進課	歯科衛生士	鈴木 千遥
	みよし市子育て健康部健康推進課	歯科衛生士	川野 杏奈
	豊川市子ども健康部保健センター	歯科衛生士	萩野 由
県保健所	愛知県清須保健所 (R2：一宮保健所、～R3)	課長補佐	坂野 淑恵
	愛知県半田保健所	課長補佐	畔柳由佳里
	愛知県清須保健所 (R2～3：半田保健所)	主 任	吉田 彩乃
	愛知県豊川保健所 (R2～3：衣浦東部保健所)	主 任	喜瀬美由紀
その他	オブザーバー 名古屋市・豊田市歯科衛生士 (新任期)		

3. 愛知県歯科口腔保健対策部会ワーキンググループ（第2版作成）

令和6(2024)年度

	所属機関・団体名	職名・職種	氏 名
助言者	元愛知県半田保健所 健康支援課長		深見 亜津子
学識 経験者	愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科	学科長	犬飼 順子
公衆衛生 関係団体	公益社団法人愛知県歯科衛生士会	会 長	金森いづみ
行政機関	安城市子育て健康部健康推進課	歯科衛生士	山下 昌子
	豊川市子ども健康部保健センター	歯科衛生士	中村 恵奈
	保健所健康支援課長代表 (愛知県豊川保健所)	課 長	加藤 裕美
	保健所歯科衛生士代表 (愛知県半田保健所)	主 査	柴田 博子
	保健所歯科衛生士代表 (愛知県衣浦東部保健所)	技 師	渡邊 芽衣
その他	オブザーバー 厚生労働省医政局歯科保健課（歯科衛生士）：第1回のみ		

様式集

様式 1 目標到達状況チェックリスト

様式 2 人材育成支援シート

様式 3 指導者評価シート

様式 4 市町村歯科保健まるわかりシート（Ⅰ・Ⅱ）

様式は、愛知県公式ウェブサイトから「Word ファイル」をダウンロードできます。

愛知県公式ウェブサイト／健康対策課／歯科・栄養グループ／

愛知県の歯科口腔保健マニュアル等（指導者・支援者向け）／行政職員向け

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/top.html>

愛知県 健康対策課



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000034561.html>



目標到達状況チェックリスト

<到達レベル>

0：できない 1：指導者と一緒ができる 2：少しの助言でできる 3：自立してできる 4：後輩に指導・助言できる

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル							
				年度							
				月	月	月	月	月	月	月	月
1 地域支援活動	a 地域把握	市町村・保健所事業の把握	・市町村における歯科保健事業の概要（事業内容等）を把握している								
			・所管保健所における歯科口腔保健事業を把握している								
			・市町村または保健所歯科保健事業と自所属の歯科保健事業との関連性や連携の必要性がわかる								
		市町村関係部署の把握	・市町村における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している								
			・所管保健所における関係部署の体系、関係部署の役割・機能を把握している								
			・保健所または市町村関係部署の役割・機能と自所属部署の関連性や連携状況がわかる								
		関係機関・団体の把握	・地域歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している								
			・地域関係機関・団体（医師会、薬剤師会、栄養士会等）を把握している								
			・その他関係機関（病院、教育機関、保育園、高齢者施設等）を把握している								
			・関係機関・団体の役割・機能を理解し自所属部署の歯科保健業務との関連性や連携状況がわかる								
		学校・園保健活動の把握	・小中学校（保育園・幼稚園・こども園）における歯科保健活動を把握している								
			・学校・園の保健活動の内容を理解し自所属部署の活動との関連性や連携状況がわかる								
		社会資源の把握	・保健・福祉サービス利用について担当部署がわかる								
			・関連施設を把握している								
			・地域の保健・福祉サービスを把握している								
			・大まかな福祉サービスの項目を把握している								
	b 情報収集・把握	法制度の理解	・事業の根拠となる法制度がわかる								
			・事業に関する実施要綱、要領、通知等がわかる								
		実施要綱・要領・通知の理解	・事業の根拠法令や制度と各自治体の健康増進計画、歯科口腔保健基本計画等の指標等の関連性が理解できる								
			・国実施要綱（実施要領）等を理解し事業企画につなげられる								
		統計資料の理解・活用	・統計報告資料から地域の状況を把握できる								
			・統計資料を事業に活用できる								

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル							
				年度							
				月	月	月	月	月	月	月	月
1 地域支援活動	c 地域診断・情報管理	歯科保健データの集計・分析	・健診データを正しく集計できる								
			・健診データの確認（エラーチェック）ができる								
			・集計結果から情報の分析を行うことができる								
			・データや分析結果を整理し資料化できる								
			・データや情報分析の結果から地域の健康課題を把握できる								
			・把握した健康課題から対応策を提案できる								
	d 対人支援	個別支援	・対象者の基本的情報を把握できる								
			・必要な社会資源や福祉サービス情報が提供できる								
			・対象者の口腔状況に関する情報を整理しアセスメントできる								
			・対象者に適切な歯科口腔保健指導や支援ができる								
			・必要に応じて多職種、関係機関と連携できる								
			・困難なケースについて多職種や関係機関と連携した支援ができる								
		集団指導	・集団指導の対象に応じた目的やねらいが設定できる								
			・集団指導の内容に応じた効果的な媒体・資料を作成できる								
			・ニーズに応じた集団指導ができる								
			・集団指導に応じた効果的な評価方法を検討できる								
			・集団指導の企画・運営・評価が実施できる								
			・集団指導を通じて対象の健康増進につながる支援ができる								
	e 連携・調整	所属（庁内）での連携	・所属内でタイムリーに状況報告や相談ができる								
			・関係する部署の役割や機能を理解し、業務・事業の調整ができる								
			・関係する部署へ連携を働きかけることができる								
		関係機関等との連携	・歯科医師会、歯科衛生士会の体制を把握している								
			・市町村（担当部署）の役割・機能を理解している								
			・関連する福祉・高齢者施設等を把握している								
			・関係機関、関係団体、関係者と連絡を取り、業務・事業に応じた進捗について調整できる								
			・業務・事業について連携を働きかけ主体的に運営できる								

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル							
				年度							
				月	月	月	月	月	月	月	月
2 事業化・施策化のための活動	f 企画・立案・評価	事業化・施策化に必要な情報の把握	・保健医療福祉施策の体系、法的根拠、予算、制度、関連計画などの仕組みが理解できる								
			・国・県・市町村の保健医療福祉施策の動向を捉え、タイムリーに歯科保健に関わる事業化、施策化ができる								
		企画・立案・評価	・地域の健康課題から住民のニーズや地域の特性が理解できる								
			・地域の健康課題から優先度を判断し、事業の見直しができる								
			・地域の健康課題に対応した歯科保健事業の企画・立案・評価ができる								
			・P D C Aにより歯科保健事業を効果的に実践できる								
	g 調査・研究	課題の抽出 調査研究の企画	・地域の歯科保健状況を把握し歯科口腔保健に関する健康課題を抽出できる								
			・地域の健康課題やニーズに応じた調査・研究のテーマを設定できる								
			・調査・研究を実施するための基礎資料や情報収集を行うことができる								
			・調査・研究の企画、デザインを設定できる								
		調査研究の実施	・調査・研究に用いる分析技法について理解できる								
			・調査・研究の実施について関係機関や大学等と連携できる								
		調査研究まとめ・還元	・調査・研究の実施について企画に基づき計画的に進捗できる								
			・調査・研究の内容について情報提供（所属、関係機関等）できる								
			・調査・研究の結果をまとめ発表できる								
			・調査・研究の成果を事業や業務に活用できる								
			・調査・研究の成果を還元し地域関係機関等と協働した活動につなげることができる								
3 健康危機管理に関する活動	h 健康危機管理	地域の把握	・防災計画や所属部署の災害時活動体制を理解している								
			・災害時の活動について自身の役割を理解している								
			・地域の被害想定（ハザードマップ等）を把握している								
			・管内市町村、所管保健所の災害時活動体制を把握している								
			・関係機関・団体（歯科医師会等）の災害時活動体制を把握している								
		平常時の活動	・健康危機管理体制の基礎的な知識を身につけることができる								
			・災害時の歯科保健医療活動や体制を考えることができる								

活動領域	大項目	中項目	確認項目	到達レベル							
				年度							
				月	月	月	月	月	月	月	月
3 続き	健康危機管理	平常時の活動	・災害時の歯科保健医療活動の受援体制を考 えることができる								
			・災害時要配慮者に対する歯科保健医療体制 の整備に向けて、関係機関・団体と連携・調整 できる								
		災害時の活動	・関係部署と情報共有できる								
			・災害時保健活動マニュアル等に基づき、適切に 活動できる								
4 管理的活動	i 事業評価	P D C Aに基づく 事業評価・施策 評価	・P D C Aサイクルに基づく事業評価方法を理 解できる								
			・事業計画の立案時に評価指標を設定できる								
			・事業評価を行い事業の見直しができる								
			・新規事業の計画の提案ができる								
			・評価に基づき保健活動の効果を検証し施策見 直しの提案ができる								
	j 進捗管理	関係計画の進捗 管理	・歯科口腔保健基本計画指標に基づく地域の 歯科保健状況が把握できる								
			・市町村健康増進計画指標に基づく地域の歯 科保健状況が把握できる								
	k 人材育成	歯科関係者・多 職種への教育研 修	・歯科関係者や多職種に対する研修テーマ（二 ーズ）を把握できる								
			・必要な研修の企画・立案ができる								
			・研修の運営、評価ができる								
			・評価に基づき関係者、多職種と連携した対応 策が提案できる								
			・関係者、多職種と協働した地域活動ができる								
		自らの人材育成 管理 後輩歯科衛生士 人材育成	・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインの趣 旨に沿った人材育成の方針を理解できる								
			・愛知県歯科衛生士人材育成ガイドラインに基 づき自己評価ができる								
			・自己評価を行い、積極的に自己啓発を行って いる								
			・自己の学習課題を明確にできる								
			・後輩歯科衛生士の指導を通じ人材育成にかか るサポート、アドバイスができる								
			・人材育成の方針に沿い人材育成研修計画が 作成できる								

人材育成支援シート

所 属		職 名		氏 名	
--------	--	--------	--	--------	--

1 目標設定・面談記録

面談日	目 標 (今年度やりたいこと)	学びたいこと やり遂げたいこと	指導者の助言・コメント

2 研修受講・研究発表記録

年月日	キャリア レベル	事業名等	概 要	備考 (公費/自費)

指導者評価シート

【評価設定】 3：「十分できた」 2：「おおむねできた」 1：「できなかった」

評価の視点	評価指標	年度		年度	年度	年度	年度
		6か月	1年				
◆指導目標の設定 ◆指導計画に関する評価	・目標のレベルは妥当だったか						
	・目標の数は適切だったか						
	・目標を達成させるための方法は適切だったか						
	・目標、計画の中間評価、課題整理、計画修正は必要に応じてなされたか						
◆新任者の育成環境に関する評価	・新任者の目標に合った歯科保健活動の機会は獲得できたか						
	・指導者は組織（管理者）への経過報告などにより人材育成のオープン化が図られていたか						
◆新任者の実践指導に関する評価	・指導姿勢として「指示命令」でなく、「考え、気づかせる」形が取れていたか						
	・歯科保健活動業務の事前の準備、実施計画へのアドバイスは適切にできたか						
	・歯科保健活動業務の実施後の結果報告や整理が行われたか						
◆管理者への報告・連絡・相談に関する評価	・管理者への報告、連絡、相談は適切に行われたか						
◆職場内の体制づくりに関する評価	・職場内での新任者の人材育成体制は適切であったか						
	・改善点などについて提案し、行動できたか						

「愛知県保健師人材育成ガイドライン ver. 2」掲載の表を一部改変

市町村歯科保健まるわかりシートⅠ

市町村歯科保健まるわかりシート

令和 7 年度

〇〇市

基本情報												
人口	57,251	人	出生	313	15歳未満	6,859	65歳以上	17,291	外国人	1,458		
	合計出生率		1.64	割合	12.0%	割合	30.2%	割合	2.5%			
	21,843	世帯	ひとり親世帯	1,673	3世代世帯	3,194	高齢者世帯	2,010				
世帯	1世帯平均	2.62	人	割合	7.7%	割合	14.6%	割合	9.2%			
疾病構造等	主要死因別順位											
	①	②	③	④	⑤	平均年齢	47.6					
	標準化死亡率	男	99.9	女	106.0	平均寿命	男	81.8	女	87.6	健康寿命	男
要配慮者	障害者手帳	身体	1,769	療育	450	精神障害者福祉	512					
	介護認定	要支援1	2	要介護1	2	3	4	5				
	主な健康課題											

社会資源情報												
歯科医療機関	歯科診療所	24	病院	1	口外	歯科医師会						
歯科専門職種	歯科医師	35	歯科衛生士	67								
市内関係部署	子育て	園	学校	国民	高齢介護	障害						
幼児関連施設	保育園	18	幼稚園	こども園	3	療育施設	大学	専修学校等	2			
教育施設	小学校	18	中学校	4	特別支援学校	高校	3	大学	専修学校等	2		
要配慮者施設	障害者支援	2	障害児入所	障害者GH	地域包括支援センター	3						
介護	特養	5	老人保健施設	2	介護医療院等	有料老人ホーム	4	認知症GH	7			
在宅歯科医療	障害	協力歯科医	2	若しくは歯科診療が困難な者の歯科治療	3	摂食嚥下障害の治療	0					
	介護	歯科診療員	21	口腔強固員	3	歯槽膿漏員	4					

歯科保健事業																					
健診・検診	妊婦	産婦	0歳	1歳	2歳	3歳	保育所等	小学校	中学校	高校	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	75歳～	重戒	おろし体	要介護	障害児者
個別支援																					
集団支援																					
フッ化物心用																					
口腔機能																					

県平均

図 1 3 歳児：う蝕のない者の割合

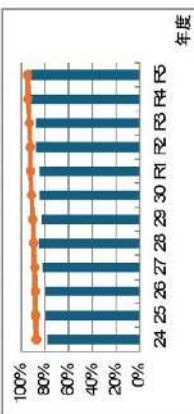


図 2 3 歳児：う蝕 4 本以上の割合



図 3 5 歳児（年長）：う蝕のない者の割合

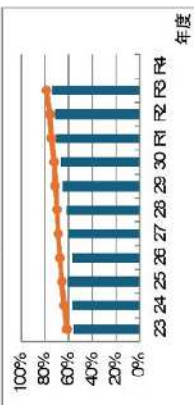


図 4 小 3：第一大臼歯にう蝕のない者の割合

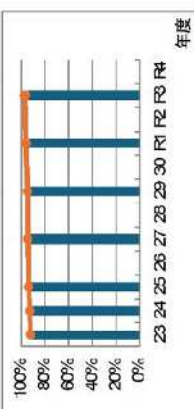


図 5 12 歳児（中 1）：う蝕のない者の割合

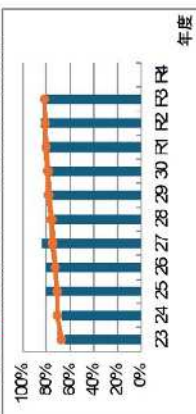


図 6 フッ化物物流口実施設の割合の増加

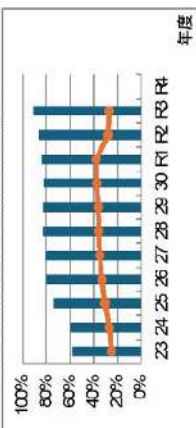


図 7 40 歳：歯周炎を有する者の割合

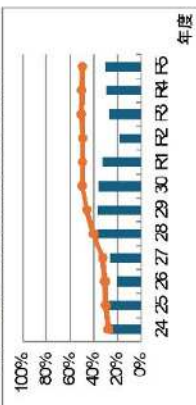


図 8 40 歳：喪失歯のない者の割合

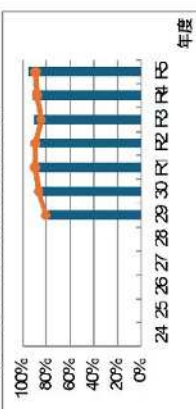


図 9 40 歳：歯周病検診の精検受診率

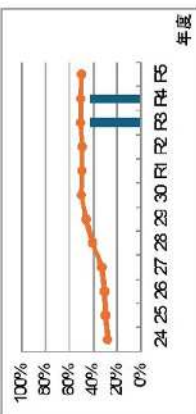
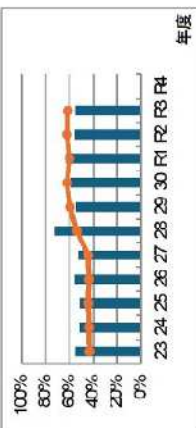


図 10 60 歳：歯周炎を有する者の割合



市町村歯科保健まるわかりシートⅡ

市町村歯科保健まるわかりシートⅡ

自己評価													
5：十分できている 4：ほぼできている 3：ふつう・どちらでもない 2：できていないことが多い 1：ほぼできていない 0：全くできていない													
ライフステージごとの歯科保健活動													
母子歯科保健													
妊婦・パートナーへの歯科保健の普及啓発、健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	自己評価
妊婦・産婦歯科健診の実施（受診率など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
赤ちゃん訪問における要支援児のフォローアップの実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
乳児期の歯科保健・口腔機能の普及啓発、健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
幼児期の歯科保健・口腔機能の普及啓発、健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
2歳児歯科健診の実施（受診率など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
フッ化物配合歯磨剤の普及啓発の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
フッ化物歯面塗布の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
う蝕多発、歯科受診、口腔機能のフォローアップの実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
母子保健担当者との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
妊産婦・乳幼児の歯科保健課題の把握、課題解決の検討	5	4	3	2	1	0							
幼稚園・保育所・こども園													
園児、保護者への歯科保健・口腔機能の健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
フッ化物洗口の実施支援（実施状況把握、施設の負担軽減など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
園職員に対する研修の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
園職員との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
園主管理との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
園歯科医との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
園児の歯科保健課題の把握、課題解決の検討	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
小学校・中学校													
児童生徒・保護者への歯科保健・口腔機能の健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
フッ化物洗口の実施支援（実施状況把握、施設の負担軽減など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
英語教諭を始めとした学校職員に対する研修の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
英語教諭を始めとした学校職員との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
教育委員会との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
学校歯科医との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
小・中学生の歯科保健課題の把握、課題解決の検討	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
高校生・成人歯科保健													
高校生に対する歯科保健活動の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
若い世代への歯科保健・口腔機能の健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
乳幼児の保護者に対する歯科健診の実施（受診率など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
歯周病・歯槽膿漏・成人歯科健診の実施（受診率など）	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
糖尿病患者・予備群への歯周病対策事業の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
歯周病と喫煙を関連付けた普及啓発、健康教育の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	
他の事業と共同・共催した成人歯科保健事業の実施	5	4	3	2	1	0	5	4	3	2	1	0	

33	成人保健担当者との連携、情報共有	5	4	3	2	1	0
34	成人の歯科保健課題の把握、課題解決の検討	5	4	3	2	1	0
高齢者歯科保健		5	4	3	2	1	0
高齢者への歯科保健・口腔機能の健康教育、オーラルフレイルの普及啓発		5	4	3	2	1	0
後期高齢者歯科健診、口腔機能の評価の実施（受診率など）		5	4	3	2	1	0
介護予防事業における口腔機能向上の取組実施		5	4	3	2	1	0
保健介護・一体的実施における低年齢と口腔機能に関する取組実施		5	4	3	2	1	0
他の事業と共同・共催した高齢者歯科保健事業の実施		5	4	3	2	1	0
高齢者保健・介護予防担当者との連携、情報共有		5	4	3	2	1	0
高齢者の歯科保健課題の把握、課題解決の検討		5	4	3	2	1	0
歯科受診困難者の歯科保健活動		5	4	3	2	1	0
医療的ケア児への歯科保健・口腔機能の個別支援の実施		5	4	3	2	1	0
障害児（者）への歯科保健・口腔機能の個別支援の実施		5	4	3	2	1	0
療育施設における歯科保健・口腔機能の支援の実施		5	4	3	2	1	0
特別支援学校・放課後デイ等における歯科保健・口腔機能の支援の実施		5	4	3	2	1	0
障害者施設における歯科保健・口腔機能の支援の実施		5	4	3	2	1	0
訪問歯科健診事業の実施（直営または委託）		5	4	3	2	1	0
歯科訪問診療の窓口整備、住民・関係者への周知		5	4	3	2	1	0
地域包括ケアシステムにおける歯科保健担当者の参画		5	4	3	2	1	0
歯科受診困難者の歯科保健課題の把握、課題解決の検討		5	4	3	2	1	0
大規模災害時の歯科保健活動		5	4	3	2	1	0
災害時保健活動マニュアルにおける歯科保健活動の記載		5	4	3	2	1	0
口腔ケア関連の備蓄資材の把握・整備		5	4	3	2	1	0
避難生活に備えた歯科保健の普及啓発、健康教育の実施		5	4	3	2	1	0
保健所・地区歯科医師会との連絡手段の共有		5	4	3	2	1	0
保健所・地区歯科医師会と連携した研修・訓練、連絡会議の実施		5	4	3	2	1	0
防災担当者との連携、情報共有		5	4	3	2	1	0
大規模災害時の歯科保健課題の把握、課題解決の検討		5	4	3	2	1	0
連携体制構築、人材育成、社会資源		5	4	3	2	1	0
関係機関・団体が参加する定例的な連絡会議の実施		5	4	3	2	1	0
地区歯科医師会、歯科衛生士会との連携		5	4	3	2	1	0
歯科保健事業の従事者（歯上リ等）に対する研修、人材育成の実施		5	4	3	2	1	0
多職種組織の把握、連携、研修や会議への参画		5	4	3	2	1	0
福祉施設、介護施設などの把握		5	4	3	2	1	0
ボランティア/組織との協力による歯科保健活動の実施		5	4	3	2	1	0
歯科保健活動団体（NPOなど）の有無の把握		5	4	3	2	1	0
総合的な歯科保健課題の把握、課題解決の検討		5	4	3	2	1	0

愛知県歯科衛生士人材育成ガイドライン

令和 5（2023）年 3 月

令和 7（2025）年 3 月 第 2 版

愛知県口腔保健支援センター

（愛知県保健医療局健康医務部健康対策課）

〒460－8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電 話 （052）954－6271

FAX （052）954－6917

メー ル kenkottaisaku@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kenkottaisaku/>